

# 財団法人暹羅協會々報

第六號

昭和十二年二月

昭和十二年二月

財團  
暹羅協會  
會  
報  
第六號

財團  
暹羅協會



財團 暹羅協會々報 第六號 目次

暹字新聞の論調報告

○日暹關係を論じたる西貢紙所論に對する暹字新聞の論調……………一

資料 欄

○暹羅國醫藥法改正案……………三

○暹羅の財政現狀……………一〇

○暹羅の經濟政策に關する提案

——就中共の農業政策に就いて……………九州帝國大學教授 伊藤 兆 司……………三

講演

○滯暹一週間……………井上 雅 二……………四

○新興暹羅と對日感情……………陸軍大學教官砲兵少佐 守屋 精 爾……………五

雜報 欄

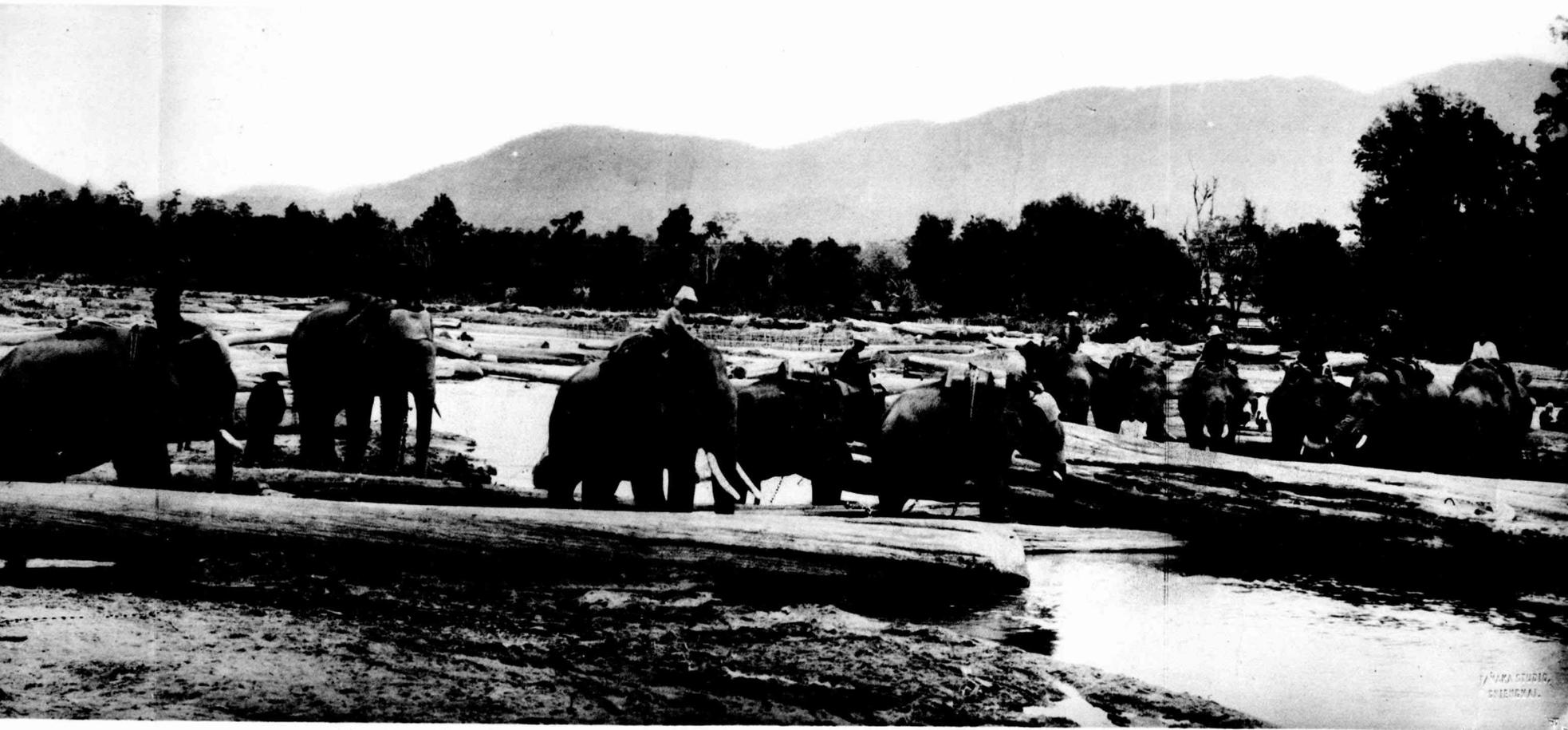
○暹羅國攝政首座アテイット殿下我が暹羅協會名譽總裁に御就任……………六

○暹羅の民間航空事業……………	六九
○華暹協會成立……………	七三
○暹支海運聯絡計畫……………	七四
○在本邦暹羅人留學生に關する新聞記事……………	七四
○錫限產協定加入延長の経緯……………	八〇
○在暹國日暹協會長より本協會々長宛親善メッセージ答信……………	八三
○大阪に「シヤム」語講座開設せらる……………	八四
○國際學友會館創立第一回記念祭……………	八四
○東京外國語學校に開設さるゝシヤム語速成科……………	八九
○在留シヤム學生の東京商科大學見學……………	九〇
○名古屋博覽會に於ける暹羅館……………	九一
○暹羅國海軍留學生團の來朝……………	九一
○安川訪暹經濟使節團の報告映畫試寫會……………	九二
○本協會主催講演晚餐會……………	九三

○暹羅國海軍潜水艦 マツチャイヌ・ウイルンの進水式……………	九四
○訪暹音樂舞蹈團の出發……………	九六
○日本少年團の渡暹計畫……………	九六
○協會理事會及評議員會……………	九七
○本邦暹羅國名譽領事及領事館所在地一覽……………	一〇〇
○會 員 動 靜……………	一〇〇
○本協會新入會員……………	一〇一

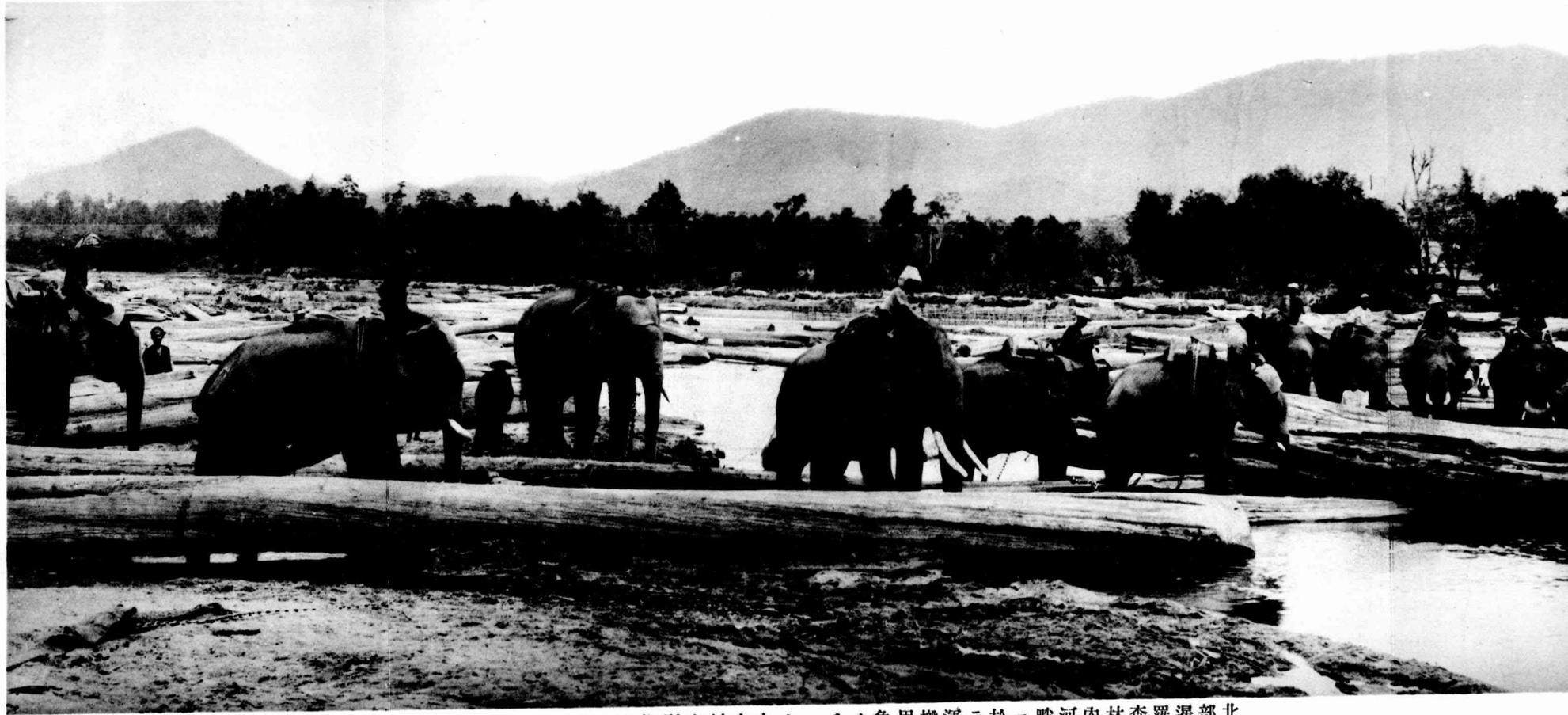
□ 繪 暹羅象・チーク材運搬の圖・メエクロン號進水式記念寫眞  
寫眞





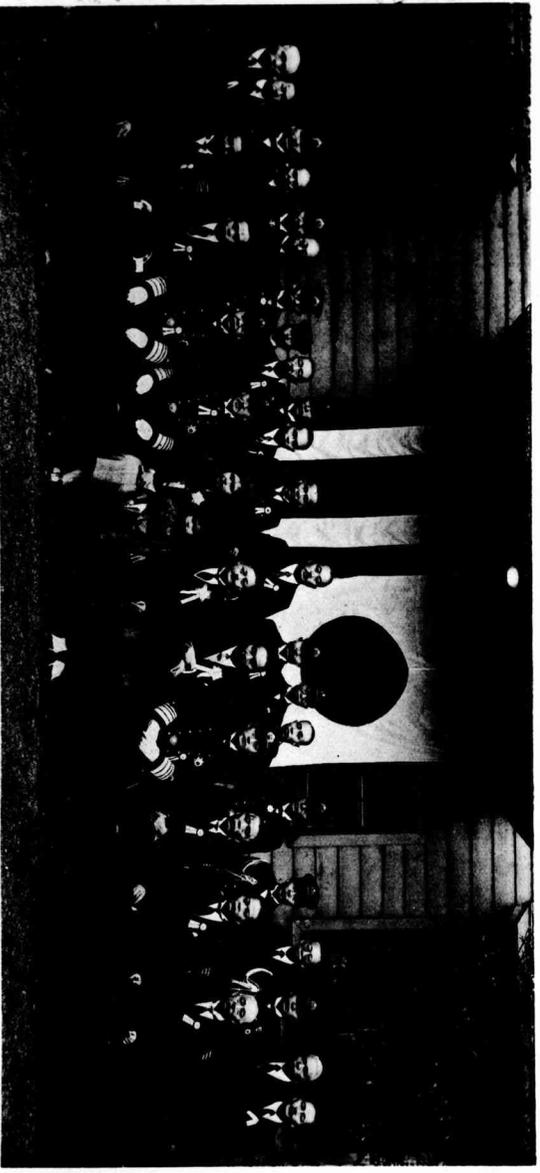
圖ノ業作引牽材太丸クーチノ象用搬運テ於ニ畔河内林森羅暹部北

YAMA STUDIO,  
SIEMREAP.



圖ノ業作引牽材太丸クーチノ象用搬運テ於ニ畔河内林森羅暹部北

(昭和十一年一月二十七日於浦賀集結式) 暹羅海軍練習艦「エメロ」式進水當日紀念攝影



前右より田島兼二・暹羅海軍監官・山下三郎・米内規海相・カトミヨヲ公使・寺島健一・高橋大將・中武將・ロレンツ・氏・暹羅海軍監官・サクラム公使

會 報 第六號

暹字新聞の論調報告

○日暹關係を論じたる西貢紙所論に對する  
暹字新聞の論調

盤谷暹字新聞ワラサツフ紙は昨年十二月一日の紙上に於て西貢に於けるサイゴンオビニオン紙が最近の日暹關係の異常なる接近は佛印地方に一種の脅威を感じしむるものありと爲すの所論を譯載し、シヤム國としては或る國のみと特殊の親密關係を持つることを爲さず、凡ての外國と一切平等に親善關係を持すべきことを以て其の外交方針として居る際隣邦に於て西貢オビニオン紙の抱けるが如き危惧を有することは暹國として甚だ迷惑とする所政府は宜しく適當の機關を通じ斯る隣邦の疑惑を一掃するの措置を講ずること必要なりとの意見を附して居たが、同日附暹字紙ンリクルングも亦「西貢はシヤムを以て第二の滿洲國なるべしと觀る」との大見出を附し上記の西貢オビニオン紙の記事を掲載し居り其の大意は左の通りである。

佛印政府はメコン河舟航補助金の下附を廢止したが、右處置はラオス地方市場に對する盤谷商人の進出の機會を與ふるものである。

日本は最近シヤムに對し、頻に各種視察團を送り同國への經濟的進出を策する一方、シヤムは日本より貨車、機關車、艦船等を購入して居る。

新任駐暹日本公使は日本の對暹貿易發展に對する各種不便の除去例へば港灣改良、日暹通商條約改訂等の具體化に關する使命を有してゐると聞いて居る。

斯くしてシヤムは第二の滿洲國とは爲らずとするも、猶日本の勢力の勢力範圍内に抱括せられんとしつゝ在る。

斯る情勢は我佛領ラオス地方に取りて不安なしとは言ひ得ないもので即ち、シヤム自身には奥地開發の自力なく、結局外國の勢力に依頼せざる可らずとすればラオス市場進出の爲め強力の外國人の手を藉りて我佛印地方と鐵道、道路の建設競争を取てするに至らん云々

尙三日シリワン紙、(有力ならざる小新聞なるも)も亦社説を以て前顯ワラサツ紙と大體同様の意味を述べ居つた。

### 資料欄

## ○暹羅國醫藥法改正案

シヤム國政府は現行醫藥法改正の目的を以て十月二十三日人民代表議會に對し同法改正草案を提出した。尙政府の本法案提出の趣意は、國內醫學の向上發達を圖るに在りとし新法に據りテヌラロンコン大學又は國內に於けるテ大學と同等以上と認めらるべき學校の卒業生以外のものにして醫藥業に従事せんとするものに對する試験制度を改け且つ醫藥業免許を受け得べきもの、資格及學力其他營業上の制限規律を明にせんとするに在りとなして居る。因に本法案は審議延期となりたるも次期議會に再提出せられ大なる修正なくして通過するものと一般に豫期せられ居る模様である。

### 佛歷二四七九年醫藥法草案

#### 第一章 總 則

第一條 本法ハ佛歷二四七九年醫藥法ト稱ス

第二條 本法ハ佛歷二四八〇年ノ第一月一日ヨリ之ヲ施行ス

第三條 佛歷二四六六年醫藥法、佛歷二四七二年醫藥法追加法、佛歷二四七六年醫藥法改正法並ニ佛歷二四六六年醫

藥法第八條及第十六條ノ規定ニ基キ公布セラレタル省令ハ之ヲ廢止ス

第四條 本法ニ於テ

「參議」トハ本法施行ニ關スル事務ヲ管理スル參議ヲ謂フ

「醫藥業」トハ人類ノ疾病治療ニ關スル左記各種ノ業務ヲ謂フ

(イ) 醫藥 投藥又ハ施術ヲ以テ若クハ投藥施術、助産術ノ連衡ヲ以テ疾病ヲ治療スルモノヲ謂フ

(ロ) 齒科醫藥 齒ニ關スル疾病ヲ治療スルモノ及齒科技術ヲ謂フ

(ハ) 藥劑業 藥劑ヲ調合スルモノヲ謂フ

(ニ) 助産業

(ホ) 看護業

(ヘ) 其ノ他各種ノ方法ヲ以テ疾病ノ治療ニ當ルモノヲ謂フ

「新醫藥」トハ組織的科學的課程ニ基ク教育ニ依ル知識ヲ本トセル醫藥業ヲ謂フ

「舊醫藥」トハ組織的科學的課程ニ基カサル口傳又ハ處方ニ依ル知識ヲ本トスル醫藥業ヲ謂フ

第五條 內務參議ハ本法施行ニ關スル事務ヲ管理シ其ノ施行ニ必要ナル諸手數料ヲ規定スル省令ヲ制定スル事ヲ得、

但シ此ノ種手數料ノ額ハ左記ノ限度ヲ超ユルコトヲ得ス

(イ) 醫藥及齒科醫藥ニ對スル免許證下附手數料ハ四十銖トシ他ノ各業ニ對スルモノハ二十銖トス

(ロ) 免許證面記載事項變更又ハ追加ハ一回毎ニ二銖トス

本條規定ノ省令ハ官報ニ公布ノ時ヨリ效力ヲ生スルモノトス

## 第二章 醫藥業委員會

第六條 醫藥業委員會ヲ設置シ衛生局長ヲ之カ委員長トシ衛生局、チュラロンコン大學、軍醫局、シヤム醫師會、赤

十字社ノ各機關ノ代表者各二名竝ニ參議ノ選任スル醫藥業者四名以內ノ者ヲ以テ其ノ委員トス

委員會ハ委員ノ中ヨリ副委員長ヲ選舉ス

委員長ヲ除ク各委員ハ凡テ本法ノ規定ニ據リ醫藥業免許ヲ受ケタルモノナルコトヲ要ス

委員ノ任期ハ一年トシ再選ヲ妨ケス

委員ニ缺員ヲ生シタルトキハ參議ハ其ノ後任委員ヲ選任スヘシ、本項ノ選任セラレタル後任委員ノ任期ハ其ノ先任

者ノ任期ノ殘存期間トス

第七條 醫藥業委員會事務局登錄書記官ハ醫藥業委員會書記トシテ醫藥業者登錄簿ノ保管竝ニ事務局內事務處理ノ責

ニ任スルモノトス

本條ノ登錄事務官ノ任命ハ文官任用令ノ規定ニ據ル

第八條 醫藥業委員會ハ左ノ權限竝ニ職務ヲ有ス

(イ) 本條乃至省令ノ規定ニ據リ醫藥業者タリ得ヘキモノニ對シ開業免許ノ發給竝ニ其ノ登錄ヲ爲スコト

(ロ) 本法乃至省令ノ規定ニ據リ醫藥業免許ノ停止又ハ取消ヲ命スルコト

(ハ) 大學又ハ其ノ他ノ教育機關ニ對シ醫藥業各分科ノ教育ニ關スル勸告又ハ教示ヲ爲スコト

第九條 本法第八條(イ)及(ロ)項ニ規定スル醫藥業免許ノ發給及登錄又ハ其ノ停止及取消ノ審査ニ關シテハ醫藥業委

員會ハ之ヲ審査シ報告ヲ提出セシムル爲副委員會ヲ任命スルコトヲ得、副委員會ハ醫藥業委員會委員ヨリ又ハ本法ノ規定ニ據ル醫藥業者ノ中ヨリ委員ヲ選任ス。

**第十條** 醫藥業委員會ノ會議ハ委員長又ハ副委員長之ヲ召集シ正副委員長ヲ含ム現任全委員數ノ過半數ヲ以テ定足數トス

議事決定ハ出席委員ノ多數決ニ依ル、但シ省令ヲ以テ議事決定ニ三分ノ二以上ノ多數ノ賛成ヲ要スル旨規定セル事項ヲ除ク、議事決定ハ無記名投票ニ依ルコトヲ得

### 第三章 登録及免許狀ノ發給

**第十一條** 本法ノ規定ニ據リ醫藥業委員會ヨリ醫藥業者タル免許ヲ受ケ登録ヲ了シタルモノニ非サルモノハ報酬又ハ給付ヲ受クル目的ヲ以テ醫藥業ヲ行ヒ又ハ醫藥業者タルコトヲ廣告スルコトヲ得ス、但シ左ノ場合ハ此ノ限りニ非ス

(イ) 官立學校又ハ政府ノ認定セル學校ニ於テ生徒カ醫藥業ヲ實習シ若クハ正規ノ免許及登録ヲ受ケタルモノ、監督ノ下ニ其ノ實習ヲ爲ス場合

(ロ) 流行病豫防等緊急ノ場合衛生官吏及衛生局ヨリ特ニ委任ヲ受ケタル官吏カ種痘又ハワクチン、血清ノ注射ヲ爲ス場合

(ハ) 外國人醫師ニシテ六ヶ月ヲ超ヘサル期間臨時顧問トシテ醫藥業ヲ爲ス場合

**第十二條** 免許證發給及登録ハ新醫藥業並ニ舊醫藥業ノ二種ニ別ツ、新醫藥業中醫業、齒科醫業、藥劑業並ニ助産業

ノ各科ハ各一級及二級ニ細別ス

**第十三條** 醫藥業ノ免許及登録ヲ受ケントスルモノハ左ノ資格ヲ有スルコトヲ要ス

(一) 滿二十歳以上タルコト

(二) 醫藥業者タル名譽ヲ毀損スルカ如キ不徳行爲ナキコトヲ醫藥業委員會ニ於テ認メラレタルモノナルコト

(三) 醫藥業委員會カ醫藥業者タル名譽ヲ毀損スルモノト認ムルカ如キ刑事事件ニ於テ有罪ノ判決ヲ受ケ懲役ニ處セラレタルコトナキコト

(四) 記憶力薄弱、身體發育不完全又ハ疾病ヲ有シ、醫藥業委員會ニ於テ醫藥業者トシテ不適當ト認メラル、カ如キコトナキコト

**第十四條** 本法第十三條ノ規定ニ據リ醫藥業者タリ得ル者ハ左ニ該當スル本業ニ關スル知識ヲ有スルコトヲ要ス

**一級新醫藥業者並ニ本法第四條(ホ)及(ヘ)項規定の新醫藥業者**

(一) 各醫藥業者分科ニ對シテユラロンコン大學又ハシヤム國內ニ於テ醫藥業委員會カチユラロンコン大學ト同程度以上ト認定スル課程ヲ教授スル學校ヨリ卒業證書ヲ受ケタルモノ、但シチユラロンコン大學ニ於テ未タ開設セサル醫藥業分科ニ對シテハ、醫藥業委員會ハ本人ノ知識ヲ考査スル爲適當ナル標準ヲ設クルコトヲ得

**二級新醫藥業者**

(一) 本法施行ノ際既ニ二級新醫藥業者トシテ登録ヲ受ケ居リ斯業ニ關シ知識ヲ有スルモノ

(二) 本法施行前佛歷二四六六年醫藥法施行區域外ニ於テ醫藥業ヲ爲シ居ルモノニシテ參議カ省令ヲ以テ其ノ知識ヲ推定シ、登録セシメタルモノ

(三) 官立公立ノ病院又ハ學校其ノ他シヤム國內ニ於ケル教育機關ニ於テ齒科醫業、藥劑業又ハ助産業ノ各分科ニ關スル教育ヲ受ケ且ツ參議カ其ノ知識ヲ推定シテ省令ニ據リ登錄ヲ許シタルモノ  
舊醫藥業者

(一) 本法施行ノ時既ニ舊醫藥業者トシテ登錄ヲ了シ其ノ知識ヲ有スルモノ

(二) 本法施行前佛歷二四六六年醫藥法施行區域外ニ於テ醫藥業ヲ爲シ居リ且ツ參議カ其ノ知識ヲ推定シ省令ニ據リ登錄セシメタルモノ

(三) 免許ヲ受ケ登錄ヲ了シタル舊醫藥業者ヨリ省令ヲ以テ定ムヘキ期間竝ニ方法ニ依リ教授ヲ受ケタルモノ

#### 第四章 醫藥業上ノ制限並營業上ノ規律

##### 第十五條

或ル分科ノ醫藥業ノ免許ヲ受ケ登錄ヲ了シタルモノハ他ノ分科ノ醫藥業ヲ爲スコトヲ得ス

新醫藥一級醫藥科ノ免許ヲ受ケ登錄ヲ了シタルモノハ他ノ分科ノ醫藥業ヲ爲スコトヲ得、但シ此ノ場合藥劑業ニ就テハ自己ノ患者ニ對シテノミ藥劑ヲ調合賣却スルコトヲ得、若クハ一級藥劑業ノ免許ヲ受ケ登錄ヲ了シタルモノ、營業シ居ル場所ヨリ五基米以上ヲ離レタル場所ニ於テノミ藥劑ノ調合賣却ヲ爲スコトヲ得

前項ノ制限ハ官吏又ハ公吏ノ職務トシテ一級新醫藥業ヲ行フモノニ適用セス

##### 第十六條

本法第十五條ノ規定ニ違ヒ新醫藥一級醫藥業者ノ中、醫藥科ノ者ヲ除クモノ、新醫藥一級醫藥業者又ハ舊醫藥業者ハ省令ヲ以テ定ムル制限及規律内ニ於テ醫藥業ヲ爲スコトヲ得

##### 第十七條

醫藥業者ハ凡テ省令ヲ以テ定ムル規律ヲ遵守スヘシ

#### 第五章 免許ノ停止及取消

##### 第十八條

醫藥業委員會ハ左記ノ場合ニ於テ參議ヲ承認ヲ經テ醫藥業免許ノ停止又ハ取消ヲ命スルコトヲ得

(イ) 醫藥業者カ本法第十三條ニ據ル資格ヲ有セサルコト明ナルトキ此ノ場合免許ハ之ヲ取消スルモノトス

(ロ) 醫藥業者カ本法ノ規定ニ違反ノ行爲アリ裁判所ニ於テ有罪ノ判決ヲ受ケタルトキハ醫藥業委員會ハ當該免許ノ停止又ハ取消ヲ命スルコトヲ得

(ハ) 醫藥業者カ其ノ業務又ハ營業上ノ制限若ハ規律ヲ定ムル省令ノ規定ニ違反シタルトキハ醫藥業委員會ハ當該

免許ノ停止又ハ取消ヲ命スルコトヲ得

免許ノ停止ハ一ケ年ヲ超ユルコトヲ得ス

本條ノ停止又ハ取消ヲ命スル以前ニ醫藥業委員會ハ當該醫藥業者ニ豫メ事件ヲ知ラシメ之ヲシテ辯護ノ爲メ反駁書證人其ノ他證據物件ヲ提示スル機會ヲ得セシムヘシ、而シテ委員會ハ裁判所ニ於ケル審理ノ爲其ノ必要ト認ムル證人ニ對シ召喚狀ヲ發スルコトヲ得

##### 第十九條

免許ノ取消ヲ命セラレタル醫藥業者ハ處分ノ後一年ヲ經過シタル後醫藥業免許ノ下附ヲ願出ツルトキハ醫藥業委員會ハ取調ノ上差支ナシト認ムルトキ之ニ對シ免許ヲ下附シ登錄ヲ許スコトヲ得

#### 第六章 罰 則

##### 第二十條

何人モ醫藥業ノ免許登錄ヲ受ケシテ又ハ其ノ免許登錄ヲ受ケタルモノト雖モ免許證ノ停止又ハ取消處分

ヲ受ケ居ル間ニ於テ本法第十一條ノ規定ニ違反シテ醫藥業ヲ爲シタルモノ若クハ本法第十五條ノ規定ニ違反セルモノハ五百銖以下ノ罰金又ハ六ヶ月以下ノ禁錮ニ處シ若クハ之ヲ併科ス

**第二十一條** 何人モ醫藥業ノ免許登録ヲ受ケスシテ又ハ其ノ免許登録ヲ受ケタルモノト雖モ免許證ノ停止又ハ取消處分ヲ受ケ居ル間ニ於テ報酬又ハ給付ヲ受ケル目的ヲ有スルト否トヲ問ハス醫藥業ヲ爲ス旨ノ廣告ヲ爲シタルモノハ百銖以下ノ罰金又ハ一ヶ月ノ禁錮ニ處シ又ハ之ヲ併科ス

### 第七章 暫定條項

**第二十二條** 本法施行前既ニ施行セラレ居ル醫藥法ノ規定ニ據リ醫藥業者タル免許ヲ受ケ登録ヲ了シ居ルモノハ別ニ本法ノ規定ニ據リ登録手續ヲ爲スコトナクシテ適法ニ醫藥業者タル免許登録ヲ受ケタルモノト見做スモノトス、但シ當該免許證カ期限附ノモノナル場合ハ其ノ期限滿了ト同時ニ本法ノ規定ニ據リ免許登録ヲ受ケルコトヲ要ス

**第二十三條** 本法施行前佛歷二四六六年醫藥法施行地域外ニ於テ醫藥業ヲ爲シ居タルモノ引續キ之ヲ爲セント欲スルトキハ本法施行ノ日ヨリ六ヶ月以内ニ其ノ居住スル地ノアムバ―役所ヲ經由シ醫藥委員會ニ對シ願書ヲ提出シテ醫藥業ノ免許登録ヲ受ケルコトヲ得  
前記ノ期間經過後醫藥業ノ免許登録ヲ受ケスシテ之ヲ爲スモノハ本法ノ規定ニ違反シタルモノトス

## ○暹羅の財政現狀

### 一、經濟恐慌の影響

大戦前に比し戦後十箇年間に於けるシャムは急著な繁榮を辿つたが、一九二九年夏以來世界を席捲した經濟殊に農業恐慌は經濟的生命を米に委ねるシャムに深甚な影響を及ぼした。輸出額の六割を占める米の市價は未曾有の暴落を示し、その擔當り平均價格は、一九二九—三〇年の七・三七銖に對し、二箇年後の一九三一—三二年には僅々三・四九銖となり、その輸出货量は一八%方増進したに拘らず輸出額は四四%方墜落した。錫鑛・チーク・護謨等米に亞ぐ重要物産を含む原料品も同様な不振に悩み、右二箇年間に輸出價格は三割方暴落し、輸出货量も二七%の減少を見たので、輸出額は五割に近い減退を示した。従つてこの間に於ける政府歳入も二六%方急落し、一九三一—三二年度の歳計は、陸軍省、海軍、灌漑局、道路局の支出二、六三二千銖を節減する一方、通貨準備金の餘剰收入及び國防省の準備金三、七二三千銖を以て經常歳出及び資本的支出の不足額に充用する等百方手段を講じたが、遂に八、五百萬銖の不足額を生ずるに至つた。

### 二、一九三三—三五年間の歳計

政府は、財政の鞏化には眞に均衡を得た豫算の編成が必要であることを認め、經費節減歳入増加の常套的手段によつて豫算の均衡を圖つた。即ち一九三三—三三年の歳出は精密に調査して著しく節減する一方、關稅の引上げ燐寸・洋灰の消費稅新定等により、臨時收入を圖り、後述の如き一層均衡と伸縮性ある財政制度の確立に努力した。この努力は完全に成功した上、主として米の豐産とその輸出货量の異常な膨脹により歳入成績意外に良好であつた爲め、前年度の八・五百萬銖の不足に對し、一九三三—三三年末の會計は九・四百萬銖なる著額の剩餘を示した。而も灌漑施設及び鐵道敷設に對する資本的支出は缺かさず、決算額に於て三・五百萬銖を之に充て、一九三三年四月に募集した内

債中より之を支辨した。

一九三三—三四年及び次年度の豫算編成に當つても、年々嚴重な支出節減を續行した。米價は小幅ながら引續き下落し、一九三三—三四年の平均擔當價格三・四九銖に對し、次年度は三・三八銖、一九三三—三四年度は二・九九銖を唱へたが、その産量も輸出量も前年に比して小幅の減落を示したに過ぎなかつたし、錫、護謨は著しく好況を呈し國庫殘高は著増したので關稅、地租、鑛山及び利子の實收入が豫算額を遙かに超過した。従つて一九三三—三四年度の歲計は一百萬銖の剩餘金を出して決算された。次年度即ち一九三四—三五年は全重要品の輸出増進により貿易は異例的繁榮振りを示し、前年に比し輸出は九・四%輸入は一九・八%の激増を見た。殊に米の輸出量は實に未曾有の大量に達して前年より二二%の奔増を示したに拘らず、市價は前年に比し四%方の下落を示したに過ぎなかつたので輸出額も前年より一九%なる激増を示した。同年度の歲計決算額は尙發表されてゐないが、右貿易の好調は政府の努力と相俟つて、同年度も多額の剩餘金を生ずるものと期待されてゐる。尙右二箇年間の資本的支出は内國債の殘額及び國庫殘高から支辨された。

右記諸年度竝に爾前數箇年の歲出入決算額を示すと次の如くである。

年次	歲入	歲出	過(+)不足(-)
一九二九—三〇	一七,一七九,九四	一七,一〇〇,四八	(+)
一九三〇—三一	一六,三三三,三九	一六,三〇九,九五	(+)
一九三一—三二	一六,四八三,三三	一七,四三三,三三	(-)
一九三二—三三	一六,三三三,三三	一七,三三三,三三	(-)

一九三三—三四年	一六,六四一,四五	一六,〇七三,七〇	(+)
一九三四—三五	一六,〇〇〇,〇〇	一五,四八八,八八	(+)

右諸年度に於ける資本的支出は次の如くである。

一九三二—三三年	三,五〇一,九三八
一九三三—三四年	二,九三一,六三三
一九三四—三五年	五,一八三,三〇五

三、一九三五—三六年歲計豫算

同年の歲計豫算は爾前よりも一層の瑞祥の下に編成された。米作民は産量の増加により米價下落により損失を少しでも回取しようと圖つたので、米價の下落は却つて耕作面積の膨脹に歸した。米價はどん底に達したやうに見え、反撥の兆候を示してゐたし、錫及護謨の市價は限産案の出現により本質的に回復した。故に歲出豫算は一層樂觀的氣分の下に編成された。同額は八五、九四八、九三八銖餘で、前年より六・七八萬銖の増加であつた。多額の特別クレヂットを受けた省は次の如くである。

- 一、國防省 (兵器の更新用として)
  - 二、文部省 (初等教育及び體育用として)
  - 三、内務省 (警察及び公衆衛生用として)
  - 四、農務省 (種子の改良及標準化用及獸醫事業用として)
- 歲出豫算を分析すると次の如くである。

支出の性質

支出の性質	支出額(百萬銖)	對總歲出額歩合(%)
行政費	二四・一九七	二八・一五
國防費	二一・六七一	二五・二一
社會費	一〇・六六五	一二・四一
公債費	八・九五二	一〇・四一
開發費	五・九五七	六・九三
恩給費	五・六〇〇	六・五二
歲入徵收費	四・五八八	五・三四
王室費	〇・四五〇	〇・五二
其他	三・八六八	四・五〇

上記の順調な諸要素と後述の新稅施行上の經驗とに因り、右年度の歲入は前年より増加するものと期待されたので上記の歲出増加に充當する爲め特に課稅する必要はなかつた。同年度も地租及び人頭稅の減率が維持されたのみならず、一九三二―三三年に收入増加の目的で引上げられた屠殺稅も、一般的救濟の爲め引下げられた。歲入見積額は八五・九六一、四六二銖で、出入歲計は二、五二四銖の剩餘金を計上してゐる。

對歲入總額歩合

地頭稅	租
額(百萬銖)	六・二三四
五・八八〇	

一、直接稅收入

所得稅	一・四〇五
營業稅	〇・二七一
家屋稅	〇・九八一
銀行及保險業稅	〇・〇九〇
遺產及相續稅	〇・一〇〇
小計	一四・九六一

一七・四〇%

二、間接稅收入

關稅	二五・三六〇
阿片專賣收入	八・〇二七
酒消費稅	五・二三五
其他の消費稅	一・九四〇
屠殺稅	二・五九六
紙業稅	〇・七四〇
印紙稅	〇・二六〇
小計	四四・一五八

五一・三七%

三、官有財產收入

山林	二・八一三
礦山	四・三〇八
其他	〇・八九〇
小計	八・〇一一

九・三二%

四、官營事業收入

鐵道	三・九九五
郵便局	二・一〇〇
給電及給水	一・九二九
小計	八・〇三四

九・三三%

司法手数料及罰金	一・五〇〇
賭博特許料	一・二七六
車輛免許料	〇・九六一
土地登録料	〇・七四七
舟及雇稅	〇・六八〇
入國料	〇・六六一
其他	〇・九九八
小計	六・八三三
六、其他	三・九七九
合計	七・九四%
	四・六三%

主として道路、灌漑、鐵道の建設費よりなる特別支出豫算も八、八三五、五二七銖に上り國庫殘高より支辨される。

四、一九三二—三五年間の財政手段

一九三二年十二月に至り、一九三一—三二年度の歳入決算額は豫算額より著減を示して財政は重大な赤字を出すことが判明するに及んで、直接多額の歳入を生ずる手段及び一層均衡と伸縮性ある制度を保證する手段を勧告せしめる爲め、委員會を任命して財政制度を調査せしめた。幸にもシヤムは從來課稅負擔の軽い國であつたから、不況時に於てさへ徴收し得る豊かな財源のあることが調査の結果判明した。直接手段としては第一に、從來の低率關稅の變更、第二に、燐寸及洋灰に對する消費稅の制定、第三に屠殺稅の引上げがあつた。然し米田稅は農民救濟手段として二〇%方引下げた。一九三二—三三年度には俸給稅、家屋及び宅地稅、銀行及保險業稅が新に制定され、輸入稅は再び改變して、増稅の可能性ある商品の稅を引上げ、一方破滅的な市價下落により極度に疲弊してゐた農業を救濟する爲め地租を半減した。

次年度即ち一九三三—三四年には、俸給稅に更へて所得稅を課し、營業稅及び印紙稅を制定した。銀行業及び保險業稅を改變し、錫稅のスケールも亦引上げた。新稅の殿として一九三四—三五年度より遺產稅及び相続稅を實施し、人頭稅を引下げて貧民階級の救濟に資し、次年度には屠殺稅の引下げを見た。

之を要するに一九三二—三五年間を通じて遂行した財政制度改革の結果は、農民救濟の實質的手段となり、負擔能力ある國民の租稅増加を來し、國民の負擔を著しく公平にした。今日の課稅は適度とは見えないにしても決して苛酷ではない。

五、財政の現制

前節に述べたやうに、現今シヤム國歳入の六八・七七%は租稅收入である。主要稅に就いて簡述すると、直接稅中最も重要で最も古くから課せられてゐるのは地租收入で、米田、煙草園、蔗園、果樹園に對する課稅より成る。地租の徴收は農耕地の生産に對する政府の割前要求權の行使である。地租中最も多額に上るのは米田稅で、現今約二二—二百萬畝から徴收される。課稅の基本制度は所謂クロー制で、凡そこの制度の下に課稅される米田は耕作すると休作するとに拘らず徴稅される。然しシヤムの大部分に於ける米作は不定不則な季節風に左右されるから、フアーンローイと稱する他の課稅法が併用される。後者は實際に米作した年のみに課稅するもので、休作又は凶作の場合は免稅される。右兩制度の課稅を受ける米田はその生産力及びその生産價值に寄與する其の他の要素により、更に五等級に分類し、適用稅率に差別を設けてゐる。稅率は現今米當り〇・六〇銖乃至〇・一五銖である。

人頭稅に就いては贅言を要しない。同稅は二〇才乃至六〇才の強壯な男子に課せられる。稅率は地方によりて異り現今一人當り最高五銖である。

所得税及び營業税は一九三三年に制定されたもので、所得に課税した最初の試みであつた。兩税は相互補足的なもので、前者は申告を基礎として一定の財源より上る所得に課税し、後者は推定所得額を基礎として其の他の一定所得に課税する。産業及び商業の大部分が個人又は組合によりて經營されてゐる場合に、全然申告に倚賴する財政手段は必ず大規模の脱税と失敗とに歸するもので、全然純収入の申告を基礎とする右所得税の制定は不可能であると思はれてゐた。果して右兩税法の通過によりこの困難に逢着した。

所得税法は第二章に分割され、第一章は俸給、自由業、公債利子、配當、貸地料等より上る個人の所得に課する税を制定し、第二章では有限責任會社の所得を取扱つてゐる。有限責任會社の所得に對する課税は、株主に對する配當金及び賞與金並に社債券者に對する利子として支拂はれたる總額を基礎とする。所得税の標準税率は八%で、個人の所得で二、四〇〇銖迄は免税、三、六〇〇銖迄は標準率の半率を課せられる。一一、〇〇〇銖を超える所得には別に所得税附加税を課す。

營業税法は所得税法の下に課税されない特定の營業より上る所得に課税するもので、營業所の賃借料、装置の能力使用人員數、機械の馬力、總收入等の如き確定的要素を課税の基礎としてゐる。

右兩税は當初は多額の収入を上げず、前年度の見積額は一・六七百萬銖に過ぎなかつた。然しその重要性はその可能性のみでなく一層均衡と伸縮性を有する財政制度に至る手段が講ぜられたる事實にも存するものである。

家屋及び宅地税は家屋、ビルディング、其の他の建築物及びその附屬地の年當り賃賃料に課せられる。税率は年當り賃賃料の二二%である。

相互依存の根本的經濟原則を無視し、高關稅、制限、爲替管理等を以て外國品の輸入を壓逐せんと試みる傾向が他

國に於て益々濃厚となりつゝあるに反し、シヤムの輸入定率は純然たる收入關稅に他ならない。唯消費税を課する少數の國産品例へば燐寸、セメント、酒精飲料の如き產品には或程度の優先的待遇を與へてゐるに過ぎない。右の如く輸入品又は爲替上に何等の制限を加へてゐないシヤムは、貿易制限が及ぼす悲惨なる結果に何等與つてゐないと主張し得る次第である。

シヤムの關稅は從來少數の税目に對し殆んど從價税を課してゐたが、一九三六年三月、二重インボイスによる不正申告と物價低落による收入減とを防止する爲め全面的に改正し、一六七の課税項目を設けて殆んど全項目に從量税を課した。

阿片に付いてはシヤムはヘーグ、チエネヴァ、盤谷に於ける諸協約の調印國である。生阿片の輸入、調製品の調製及び卸配給は政府の專賣である。消費管理の制度は他に類のない特徴を有し、少數の免許者を除いて全吸煙者は悉く官營又は免許の煙館で吸煙しなければならぬ。國際聯盟の調査委員會は、全阿片吸煙國を研究し盡した後、このシヤムの制度を他國政府に推奨してゐる。因に吸煙者の大部分は支那人である。

#### 六、幣 制

戦後十箇年間の世界再建上に拂はれたる努力の多くは、世界幣制上に於ける金の最高位回復に費された。他國と同様シヤムも金本位を採用し、一九二八年新通貨法を發布した。同法にて、銖の金價値は純金〇・六六五六七瓦と定め大蔵大臣は任意に盤谷に於て金を外國に於て金爲替を受授する權能を與へられた。銖の價値を維持する爲め、地金、金有價證券、金貨にて支拂はれる要求拂又は通知後七日拂現金、兩前の紙幣準備の一部であつた銀貨より成る準備を置いた。但し銀貨よりなる準備額は最高五二百萬銖を起さないこととした。

維納クレヂット・アンシュタルトの破綻に起因する世界的金融危機は間もなくシヤム農民にもその影響を及ぼすに至つた。銖貨の金價値の維持は一般物價の暴落殊に米價下落に拍車をかけた。通貨の金價値を維持する能力は充分にありはしたが、政府は、金爲替に代へて英貨爲替本位を採用する方が農業及び一般貿易の救済に資するものと思考するに至つた。且シヤムの對外貿易の五割餘は英貨爲替を基準とする諸國との間に行はれるから、この最も重要な顧客と一定の爲替を維持することは最も國利に適ふやうに見えた。其の結果シヤムは一九三二年五月金本位を停止し、一磅十一銖の比率で銖を英貨磅に連繫した。同比率は兩通貨が金を基準としてゐた際の比率である。同日發布された現行の改正通貨法は、英貨磅及び英貨磅有價證券も亦通過準備の合法的構成部分となす旨を定めてゐる。尙爲爲替本位への轉向に就いては何等問題はない。シヤムの對外貿易の大部分は英貨磅諸國を相手國として居るし、外債は悉く磅債であり、博識な意見は磅を天惠的に強固な通貨であると信じてゐる。

次の數字は一九三五年九月三十日現在の紙幣流通額及び準備額である。

紙幣流通額	一三三、五三二、四九八
準備額	
英貨磅有價證券	一三、九五二、三五三
同 定期預金	二七、五〇〇、〇〇〇
同要求拂又は通知後七日拂現金	六八、五八七、〇八一
銖 銀 貨	四三、三七二、〇六四
總準備額	一五三、四一一、四九八

英貨磅の準備歩合

八二・四%

一九三五年九月三十日現在の銀價格は一オンス二九<sup>10</sup>/<sub>16</sub>片であつた。この市價で銖貨の地銀價額を換算すると二七、三四一、八〇四銖となる。之を英貨磅の準備に加算すると保證歩合は二〇・二三%となり、通貨の基礎健全なるは贅言を要しない。

七、國 債

シヤムの國債は四種の外債及び一種の内債より成る。一九三五年九月三十日現在の未償還額は次の如くである。

一九〇五年募集四分半利付百萬磅公債	四五三、一八〇、〇〇〇
一九〇七年募集四分半利付三百萬磅公債	一、五六六、六四〇、〇〇〇
一九〇九年募集四分利付四・六三百萬磅公債	三、〇五九、九九九、一一六
※一九二四年募集六分利付三百萬磅公債	二、八四八、二五〇、〇〇〇
英貨磅公債 計	七、九二八、〇六九、一一六
四分半利付内債	一〇、〇〇〇、〇〇〇銖

(※一九三六年一月四分利付に償換へられた)

一磅十一銖として右國債は合計九七、二〇八、七五九・八三銖となる。之を人口一二・五百萬に割付けると頭割僅に七・七八銖となる。全公債の償還は年々利子及び資本支拂用クレヂットの割當によりて行はれる。

之に就いて附言したいのは好景氣時代即ち一九二六―二七年及び次年度に於ける多額の豫算剩餘金を亂費することなく公債償却基金に充用したことで、一九三二年三月右基金の一部を以て一九二二年募集の七分利付二〇〇〇、〇〇〇

○萬磅債を全額償却することを得た。今日償却基金は三〇、六六三、一六二鎊に上つてゐる。

### 結 論

一九三一—三二年にシヤムの豫算が著額の不足を生じたことは驚くに當らない。經濟不況は殆んど全世界を襲うて暴威を逞ふし、殆んど各國共赤字豫算を出現したからである。然しシヤムは危機の重大性を充分に覺り、最も當面的な方法にて豫算の均衡を迅速に再建した。過去三箇年間の歳計は、政府の細心の思慮と先見の明とを充分に立證してゐる。税金は引上げられたが苛酷に亘らず、貧民階級に對しては大いなる救済手段が講ぜられた。通貨は常に健全である。好景氣時代に於て冗慢なる支出に陥ることなく、多額の歳入剩餘金を公債償却基金に充てた。多くの國に於て償還不履行が原則とされてゐる今日、シヤムは外債の一を全額償還してゐる。現在の國債は少額である。國債償却金の現存は重大なる財政困難の可能性に對する保證である。細心の思慮と保守主義とを繼續する時、シヤムが安全且完全にこの經濟恐慌を突破することは毫も疑い得ない。

## ○暹羅の經濟政策に關する提案

就中其の農業政策に就いて

九州帝國大學教授 伊 藤 光 司

### は し が き

筆者は暹羅國在任約二ヶ年を終えて故國へ歸任の直前同政府の指導的地位に在る人々、例へば經濟大臣、農務次官及び農務局長等と個別的に親しく會見し相當長時間に亘つて暇乞と共に在任期間中筆者の得たシヤムの經濟政策、就中其の農業政策に關する私見を置き土産として開陳し、且つ右諸家の批判をも仰いだ。以下は其の際筆者の用ひた手記の一部である。偶々彼國に關する愚見の所望ありし故右手記を追想して茲に之を綴つて見た。若し本稿中に日本内地の關係者及び筆者の敬愛する隣邦の指導者諸君が本問題の考察上多少にても參考となり得る點を見出されたとしたら、それこそ望外のこととする。

### 第一節 基本的且組織的な經濟政策確立と其の方向

革命シヤムは其の行政組織、法律制度等に亘り着々として改革の實績を擧げつつあれど、經濟政策に關して寡聞未だ明確な指導原理を知ること困難にして、國民の經濟生活も亦依然猶ほ舊態に止る如く觀察される。

勿論經濟的改革の實果は長年月の後はじめて收めらるべきものなれど、妙くとも政治革命達成されたる後に於て先づ着手すべきは經濟政策の確立に在りと思惟される。何故乎なれば、新政權が行はむとする如何なる政策も國民經濟を離れては只空想に終らざるを得ぬからである。國防、教育、其他萬般の諸制度も國家の豫算によつて制約せられ、此の國家及び地方財政は實に國民經濟に依存するものである。

日本が七十年前明治維新を達成して直ちに着手した政策は勿論行政組織や軍制乃至教育、社會制度の改革に在りたれど、これと同時に經濟制度の根本的改革を遂げ、新産業の勃興に就いて周到且つ適切な政策を實行したことが其の

發展の重要な一原因であつた。法制の如きは寧ろ其の後に至り整備された程にして憲法、民法、刑法、商法等の重要な法制が完成したのは實に明治維新に後ること二十數年であつた。亦不平等條約の改正されたのは維新後約三十年であつた。

斯の如くにして維新後國力の充實、殊に國民經濟の發展に専念すること三十年の永きに及び其の經濟政策に着々として實績を挙げ得た結果、日本は茲にはじめて軍備、教育、財政等の實質的充實を來し、亦其の結果として不平等條約が撤廢されるに至つたものにして、此の國力充實期間中に於ては積極的な外交政策として見るべきもの殆んどなく一意平和と交友を以つて進み、英國及び米國の友情に訴へ、以つて國際上國家的獨立を完ふし得た次第である。

翻つて日本の明治維新當時にも比すべき新興暹羅經濟政策の指導原理を今日奈邊に求めむとする乎？ 是即ち先づ決定すべき問題だと思惟する。

惟ふにシヤムの國民經濟は未だ高度資本主義經濟組織の段階に達せぬ現狀に在る。従つて現在高度資本主義諸國の採用する如き經濟政策の或種のもの未だ以てシヤム國經濟政策に然く大なる必要を認めがたいものと思惟される。封建的舊勢力を打破した直後に來るべき經濟政策は直ちに以つて社會政策又はコレクティヴィズムへの政策と飛躍すべきものに非ずとして、必ずや高度資本主義達成への途へ進むべき運命ではないかと思惟される。只だシヤムが此の點に關して現在幾分反資本主義的傾向強からざるを得ぬ理由は、革命の先驅者が歐米資本主義諸國に於て知見せる社會事象を直ちに暹羅の現狀に當て嵌めむとするところ、及び他の熱帶南亞細亞原始産業地域と同様、言はば半植民地的な形に於て、此の國が先進高度資本主義諸國より經濟的搾取を受けつつあると云ふ事實に基いて説明され得るにすぎず、シヤム自體の國民經濟より之を見れば、此の高度資本主義諸國の經濟的搾取より免れ以つて其の經濟的獨立を

達成せむと欲するならば寧ろ國內的に資本主義化をはかり、國民資本を促して暹羅國の資源開發……生産増加政策……を實行し、國內資本に充分な利潤を保證し労働力に豊富な労働機會を作り與え、以つて國民資本の蓄積をはかることとが此の際最も必要である。従つて資本主義諸國の經濟政策中極めて重要な地位を占めるところの社會政策の如きは現在のところシヤムに於ては寧ろ從たるべきものと思惟される。國內産業の發展せざる現狀に於ては教育によつて縱令有能な技術者や高級の智識階級を多數養成し得ても、國內に於ては此等の能力を發揮せしむべき機會が乏しい故此等の智識や能力は無用の長物と化する惧が多分に在る。而して此等の問題は大資本家も大企業も少ないシヤムの現狀に於て勞資の對立から來る失業問題として取扱ふことは出来ぬであらう。

試みに日本が維新以來採用し來つた經濟政策を参照せよ、余はこれを分つて三段階と爲すであらう。

- (1) 第一期（最初の約三十年間）……新産業移植、技術教育時代
  - (2) 第二期（次の約二十五年間）……産業獎勵開始強調時代
  - (3) 第三期（次の約二十年間）……社會政策開始時代
- 即ち現在右の三政策が併行しつゝある。

## 第二節 暹羅の現在採るべき具體的な經濟政策の大綱

右を以てすれば、シヤム國は現在國富開發の政策を以つて其の經濟政策の根幹とすべきものと思惟する。惟ふに日本が第一期に於て行つた如き多數の新産業を移植する政策の如きは必ずしもシヤム現在の政策中必要缺くべからざるものとは思惟されぬ。其の理由は一面日本が溫帶國に屬し且つ天然資源の乏しい點と他面シヤムが熱帶産業國にして

且つ天然資源の豊かな點とを對比すれば足るであらう。シヤムは強ひて幾多の新産業を起さずとも其の國民經濟を充實し得るであらう。(此の點に就ては熱帯農業の經濟的特徴を後段説明せむ)但し日本が明治維新以來不斷に遂行した如き技術向上政策は洵に必要にして此の點は日本が第一期に於て行ひし政策と同一のことがシヤムの既存産業に就ても亦主張され得るであらう。扱て然らばシヤムは如何なる資源開發を爲すべき乎? 曰く農業、水産及び礦業資源の開發、林業資源の開發及蓄積等之である。

右を以つてシヤムの國民經濟は充分偉大化し得べく世界の列強と相對して相當の地位を得るに至ること亦明かである。勿論余は商業や製造工業を發達せしむる必要なしと主張するものではない。併し商業特に商品の取引は國內的にも對外的にも)寧ろ資源開發の後に發達すべきものにして、資源開發の殆んど行はれざるところに商業の偉大な發展は期しがたいであらう。製造工業も亦同様にして、高度資本主義諸國の製品が安價に輸入される今日これと競争せむことは甚だ困難である。資源の開發が進み國富増し、以て國民の購買力が増進して來たならば、國家は保護關稅の如きを實行することにより國內工業產物價格を政策的に騰貴せしめ以て幼弱な新工業に豊富な國內市場を保證し與へ得るであらう。即ち此の豊富な國內市場は國民の消費力(即ち購買力)の増大に俟たねばならぬ。只此の際シヤムとして新工業の發展に努力の餘地ある部面必ずしも絶無でないことを一言し度い。國內に生産される原料が豊富にして此に加工することにより世界市場へ此を取出する場合其の價格の昇騰を期し得る如き種類の加工業(例へば精米工場木工工場、水産物加工工場、錫の精練工場等の外陶磁器等に就ても可能性無しとせぬ)或はシヤム大衆の消費する物品にして其の原料の國內生産を容易に増加し得る如き種類のもの(例へば棉糸工業、製糖業等)經濟地理學的に見て地方的生産立地の可能な工業(例へばセメント工業)外國よりの輸入品にして經濟的又は政策的に單價甚しく高く敢て

關稅を課することなしとするも此の單價高く之を引下げ得難き商品にして原料其他の關係よりすれば或程度國內製品が其の價格競争に於て國內市場裡に外國品と競争し得る如き種類のもの、又は生産過程が比較的簡單にして此等の外國品に代用し得る如き種類のもの(例へば小規模のゴム工業、硝子工業、鍛冶工業等の家内工業的生產可能にして且つ國民大衆の消費する物品を製造する工業)等は之に屬するであらう。

併し乍ら叙上の如く、大體論を以つてするとき、現在のシヤムに關する限り、國內商工業助長政策には其の限度と時期とを顧慮すべきものにして、上記の如き原始産業に關する富源開發政策の後此等の政策を進めずして今日直ちに先進諸國と同様な商工業國たらむとする如き政策は到底現實に則し得ぬ愚策である。

### 第三節 資源開發の前提條件及び具體的開發の大綱

農、礦、林業資源開發に先行する經濟的條件として最も重要なものは(1)交通と(2)金融機關の發達である。此の二者は上記原始産業開發の基礎をなすものなる故其の急速な發達を來す様政策を進める必要がある。年々の豫算僅か一億餘内外に過ぎぬ國費の内其の一部を投じてこれを達せむとするも到底要求に副ふ如き效果は擧げがたいであらう。故に何等か他の方策により右の目的を達成すべきだと思惟される。余は參考にまで維新以來此の點に就いて日本の採つた政策を簡單に紹介したい。

(1) 銀行制度に就ては明治維新直後全國に約百五十の國立銀行を設立した。此等の諸銀行は資本金の八〇%まで紙幣發行の特權を持つ銀行であつた。維新直後金融機關發達の大勢は左の如くであつた。即ち

一八六八年 明治維新

- 一八六八年 造幣局開設
- 一八七二年 國立銀行法發布
- 一八七九年 全國國立銀行 一五三
- 一八八二年 日本銀行條例發布

右の如き多數の國立銀行は如何にしてそれ程急速に創立され得たか？ 其の方法は大略左の如くであつた。即ち新政權は各藩の士族その他に對して舊來の俸給に替へ金錄公債を交附し、此の公債所持者を促して出資せしめ、以て此等國立銀行の株主となしたのである。故に國家は必ずしも多額の現金を支出することなくして全國に斯くも急速に銀行網を作り得たのである。暹羅に於ても舊貴族の所有する財産其他巨萬の富があるであらう。舊より新への革變期に當り封建の諸勢力を中央集權化するに就いては亦日本の採用した如き金錄公債交附による舊特權の解消も可能である而して斯の如き金錄公債を資本化する方法もあるであらう。

扱て日本は右の如く百五十以上の國立銀行を作つた後十年、即ち一八八二年に於いて中央銀行たる「日本銀行」を作り、從來の國立銀行を貯蓄銀行に変更せしめた。（即ち紙幣發行銀行は「日本銀行」の特權となり從來の國立諸銀行は貯蓄銀行と變つたのである）。

其の結果國民の貯蓄は急速に増し來り、此の貯蓄された資金は産業資金として企業家に利用され得るに至つたのである。

- 國民貯蓄増加の大勢（單位百萬圓）
- 一八九四年 九一

- 一八九五々 一三六
- 一八九六々 一九六
- 一八九七々 二九六
- 一八九八々 三七八
- 一八九九々 五五五

次に農民金融に就ては一八九九年産業組合法を發布した。現在では購買組合、販賣組合、信用組合、利用組合、即ち四種類の産業組合が全國の農村に在り、信用組合は全國總計約一萬二千を算して其の有する貯金は約十三億圓にも達する。亦郵便局貯金制度はそれ以前全國に普及し現在其の貯金は約三十億圓に達する。斯の如く國費を左程用ひずして全國的に金融網を作り得た爲め零細な國民の富が集められて産業資金と化するに至るのである。現在シヤムの郵便貯金制度及び信用組合制度の擴充を行ふことは此の點に於いて大に效果あるものと思ふ。但し現在此の國に見らるる信用組合制度は其の本則たる對人信用機關としての機能發揮が困難である。故に現在日本に發展してゐる信用組合制度を大に参照し、同時に日本が日清戦後より樹立強化してゐる偉大な不動産金融制度をも參考とせば蓋しシヤム國の産業開發に效果大なるものと思惟される。

(2) 交通機關の發達について一言せむに、經濟地理學の立場より之を見れば、シヤムは島嶼經濟空間にも非ず亦半島經濟空間でもなく寧ろ内陸經濟空間に近いのである。而して今世界の熱帯を通觀すれば、島嶼經濟空間又は半島經濟空間以外に於て偉大な熱帯農業地帯の成立は比較的困難である。其の主要な理由は生産物を世界市場に齎すに就いて運賃が高くなることにある。故により有利な諸條件下にある他地域の熱帯生産物との競争が自然困難である。然る

に幸ひシヤムには水運の便があり、緩漫且つ水量の極めて豊かな「メナム」河は國土を縦貫して海へ連絡する故、此の河を利用し得ば半島經濟空間及び島嶼經濟空間に近い經濟的條件を具ふるに至るであらう。而して此の利用就中河口の浚渫に要する費用の如きも、東技師の専門的立場よりする計算に基けば、先年國際聯盟を通して行へる見積に比し遙かに少額な費用で足る。加之シヤムの土地は平坦故陸運の施設に就いても比較的容易にこれを施し得る状態にある此等陸及び水運は國營事業のみを以つてしては急速に發達しがたい。必ずや國營と共に私立會社をも獎勵して其の發達をはからねばならぬ。國內に資本家の少ないシヤム國としては此の點に就いても外國資本を誘引する方法を講ぜねば此の目的を達することが困難である。

試みに再び日本の歴史を引用せむ。電信電話等比較的固定資本の少なくて済む如き事業は全部國營主義を採り、必要な資金は外國より國家が借り入れてこれを擴張して今日に至つたのである。鐵道は明治初年より國營鐵道を開發したが同時に私營鐵道會社をも保護して種々なる特典を與えた、故に鐵道線路は急速に延長した。斯くて國家は日露戰役直後、即ち一九〇六年に至り、五億圓の公債を發行して此等の私營鐵道を買収し以て今日見る如き國營鐵道網を完成したのである。

惟ふにシヤムでは鐵道や道路の開發は洵に必要である。併し人口粗にして且つ天然資源の輸送未だ洵に少ない今日では收支引合はぬ處がある故國營主義の下に於て現在以上鐵道路線の更に大なる延長は差向き困難であらう。就ては天然資源の開發、殊に鑛山や大農場の新設を外國資本に許し此等の外國企業者をして各自其の資源開發に必要な軌道や道路の開發を獎勵し、然る後國家的見地に立つて必要と思ふ部分から漸次買収をはじめ以て國營主義の補充とすれば可なりと思惟される。

而して此等の外國會社に對しては鐵道敷地又は農場地として現在有り餘る程に廣大な國有地の一部を提供し、これを比較的高價に評價してシヤム國政府の出資金となし、以て該事業を外國資本とシヤム國との合辦事業となし、經營は差向きのところ經驗に富む外國事業家に委せ、年々の配當金を政府の收入となし、これを産業開發の資金に用ひ又は右會社買収基金として積立てをせば、政府は必ずしも現金を支出することなくしてこれを國家に回收し得るであらう。鐵道や鑛山の如きを純然たる外國營利會社に一任する如きは不可である。必ずや合辦組織と爲すを可とする。或は或國家の半官半民的會社と提携してシヤム國との合辦組織を以つて行ふことも可能である。「アルゼンチン」の鐵道は英國の營利會社に獨占されてゐる故彼の國は永久に英國資本家の支配力から脱するを得ぬ。鐵道政策に就ては特に此の點注目すべきであらう。

右の如くして交通機關と金融機關を發達せしむると同時に着手すべき産業獎勵政策としては、先に論じたる如く、原始産業發達政策が重要である。即ち

- (1) 林業殊に「チイク」の開發をなすこと
  - (2) 礦業の開發を爲すこと
  - (3) 農業及び水産業の開發を爲すこと
- (1) 林業に就いては、將來シヤム國は「チイク」に於て世界唯一の輸出國たる可能性を持つ。故に今日より幼樹の育成に怠らず年々の出材と共に資源の増加を期すべきものにして、現在採用しつつある政策は極て推稱するに足る。更に合辦事業を進めて行かば國費を節し且つ監督も容易な點に於て比較的可能な様思惟される。
- (2) 礦業資源の開發も巨萬の投資を必要とする點に於て世界の大資本と連絡をとる必要がある。併し國防の見地共

他地代の公収に適正を期する點等より考へるとき、理論としては國營主義が普通推奨せらるるところである。何れにしても外國資本との合辦事業を以て之を行ふことがシヤムの現在としては取るべき方法でないかと思惟される。

(3) 農業の開發は最も重要にして且つシヤム國民經濟の基礎問題なる故左に其の大體を稍々詳述することとせむ。

#### 第四節 暹羅國農業資源開發政策の大綱

此の問題を考ふるに當り、杞憂かも知れぬが、私は此の國に於て或は學問的常識を缺いた政策が採用される惧無しとせぬ故、先づ其の農業が將來向ふべき方向を誤らざらむことを期し其の農業の特徴を一言してをく必要を認めるものである。惟ふにシヤムの農業は熱帶農業の範疇に屬する。故に熱帶農業の特徴より脱却することは出来ぬ。然らばその特徴は奈邊に之を求むべきであらうか？ 此を知る爲めには世界の他の農業と此の熱帶農業とを比較すれば足るであらう。

世界の農業地帯は大體二個に分類され得る。曰く(一) 温帶農業地帯と(二) 熱帶農業地帯である。温帶農業地帯の主要産物は(1) 動物的農産物(2) 人類食糧、及び家畜の飼料(小麦、燕麥、裸麥、玉蜀黍、馬鈴薯等)にして、熱帶農業地帯の主要農産物は(1) 工業原料、嗜好料、薬味等(2) 及び住民の食糧(米を主とす)である。従つて物質的文化の進んだ工業諸國と熱帶農業地帯とは切つても切れぬ關係に在る。

次に農業經營方法に於て温帶農業と熱帶農業とは可成り異つてゐる。前者は其の規模の大小に依り大經營、小經營中經營と區別され、或は其の生産物の種類により畜産經營、植物生産經營、混同經營、單作經營等に區別されるれど、其の内最も主要なものは混同經營の中小農業にして此等は收約且科學的な方法により經營される。

經營の方針も單に自足を目的とせず、更に營利事業として營まれる故、交換經濟に於ける經營である。換言すれば常に生産費と生産物の經濟的價值とを比較考慮して生産が爲される。大經營に至つては純然たる企業にして世界市場を目標とする。

熱帶農業にも亦大中小經營の別あれど、温帶とは甚だしくその趣を異にする。即ち熱帶の農業經營は(1) 土人經營(native agriculture)と(2) 栽植經營(plantation)とに大別され其の中間のものは比較微弱である。先進温帶諸國では極少經營や巨大經營が中小經營へ漸次進まんとする方向なるに反し、熱帶農業では極少土人經營か又は巨大な栽植經營かの方向を探る(經濟的理由の説明は此の際略する)。

次に温帶の巨大經濟と熱帶の大規模な栽植經營とを比較せむに、兩者が齊しく市場生産を目的とする點に於て共通點を有することは勿論なれど、其の經營の内容に於ては甚しく趣が異なる。即ち(1) 温帶の大經營は主として人類の食糧又は家畜の飼料等を生産するに反し熱帶の大經營は主に工業原料を生産するものである。(例へばゴム、甘蔗、茶、ココヤシ、油椰子、纖維原料、煙草等)(2) 温帶の大經營に在りては多年生の作物殆んど無きに反し熱帶の大經營に於ては多年生の作物が多い(例へばゴム、油ヤシ、ココヤシ、茶、マニラ麻等)(3) 温帶の大經營にありては生産物加工の爲め大工場を設備する必要少なく生産物自體が商品として市場に賣られ得れど、熱帶大經營の農産物は其の農場に於て加工し又は半加工の過程を經始めて商品價值を生む種類のもの極めて多い(例へば油椰子、茶、ゴム、甘蔗、纖維原料等)。従つて熱帶の大經營は工場設備(固定資本大)を中心として經營される。是即ち學問上熱帶大經營を温帶大經營と區別する所以である。

次に熱帶の土人經營と温帶の中小經營とを比較すれば之亦其の本質甚だしく異なる。(1) 熱帶の土人經營は必ずしも市

場生産を本位とせず自家の生活資料を得るを目的とする(1)経営方法は極めて粗放にして商品価値の高きものを生産しがたい(3)自足本位なる故生産費を必ずしも問題とせぬ。

右の如く土人經營、栽植經營の兩者が熱帯農業を代表するものなる故シヤムの農業も亦將來此の兩型を出でぬであらう。

扱てシヤムの農業現狀は全然土人經營の型に屬する。斯の如き土人經營を以つて世界商品たる工業原料の生産を大に増し國富を増加せむとするも遂に充分其の目的を達することは出来ぬ。シヤムが世界に於ける重要な熱帯農業地帯と化する爲めには是非共資本家的農業即ち(plantation system)を採り入れねばならぬ。現在の土人經營を以つて熱帯農産物中重要な世界商品の生産を大に増し得るとすれば其は薬味香料類に過ぎずと思惟される。

現在シヤムの重要輸出品たる米は勿論大經營には適せぬ。然し此の米たるや元來工業原料にも非ず亦其の世界市場も極めて狭少である。試みに世界の二大主要食糧たる米と小麥とを比較せむ(支那を除外す)

小 麥		米	
主なる市場	全世界	スエズ運河以東	日本に至る空間
世界取引量	一八〇〇萬廳		七〇〇萬廳
世界生産量	一一三〇〇萬廳		八七〇〇萬廳

(シヤムは全世界米産の約四・五%を生産し全世界輸出量の約一五%を輸出する)

故にシヤムが極力米産を奨励し世界の市場に供給される米の全部を獨占し得るに至つたと假定するも、以つてシヤムの國民經濟強大化には自から限度がある。況んや競争地帯として「ビルマ」及び佛領印度支那、臺灣等を有する限り此の獨占に就いてすら甚だ悲觀される。之に反しシヤムが若し工業原料を生産するに至らば其の前途は甚だ有望である。(例、ゴム、砂糖、茶、纖維原料、薬味香料、煙草、棉等)

其の爲には是非共大經營の(plantation system)即ち資本主義的熱帯農業經營を奨励せねばならぬ。

### 第五節 栽植經營農業の採用と其の困難

シヤムの農業資源開發に關して栽植式農業經營を奨励することは必須の政策たるべき所以が明かとなつた。併し乍ら其の實現に當つては幾多の困難あることを豫め覺悟せねばならぬ。故に根本的な政策を樹立する必要が當然生れて來る。

今栽植式農業經營成立の條件として生産の要素(1)土地(2)労働(3)資本に就きシヤムの現狀を一瞥するに、

(1)土地は潤澤にあり、而も其の大部分は原始林其他の未開の狀態に在る。剩しシヤム政府は此等を國有地として保持してゐる故、此の點は甚だ都合である。

(2)労働力は他の南洋諸島に比し乏しいのである。併し必ずしも其の絶對的欠乏を訴へる次第ではない。労働技術は比較的幼稚にして特に高級技術の習得者が比較的少數故差當りは國外に技術と經驗者を求め、教育制度と相俟つて漸次國民に此等を習練せしむるより外道がないであらう。要之シヤムの資源開發が後れた一般的原因の一つは尠くとも人口密度の小なる點に歸し得るであらう。故にシヤムとしては此の人口を増加する政策を是非共も採用すべきだと思

惟された。而して余は此に關する政策として此の際強力な同化主義を前提とする外國移民の招來、就中支那人入國禁止の緩和と近隣白人植民地住民吸收政策とを提案したい。即ちフレデリツキ大王が獨逸で採つた人口政策の如きは此の際シヤムの参考とすべきものだと思惟する。

(註) シヤムの人口が如何に稀薄である乎は之を南洋の他の諸地域と比較したのみでも痛感される。即ち左表の如くである。

シヤム	二二・六人 (日本内地の一三%)
臺灣	一三三・五人
比律賓	四七・〇人
英領馬來	三二・七人
蘭領印度	三二・〇人 (内爪哇三一五・四人)
佛領印度支那	二九・〇人
ルビ	二六・九人

(3)最後に資本の問題を考察せむに、抑々栽植經營を興さむとせば多額の資本を必要とする。然るにシヤムでは蓄積された且つ直ちに資本化され得る國民資本が比較的乏しい故栽植式農業の躍進を期せむとせば、是非共外資を輸入せ

ねばならぬ。抑て然し外國資本中シヤムの農業開發に投ずる資本は比較的僅少なるべきことを豫め知らねばならぬ。何故乎？ シヤム國內に工業原料としての熱帯農産物が増加することは取りも直さず既に他の南洋諸島に投下せる農業資本の利廻りを低下する惧があるから、試に世界熱帯農産物中南洋から生産される數量の割合を見よ！ 南洋は世界熱帯農産物を殆んど獨占してゐる。而して他の熱帯地域では經濟地理的諸條件が必ずしも具備せぬ故、南洋が白人の投資植民地たる間は此の獨占は續くであらう。此の點について参考の爲め一言せむに、日本が過去三十年間に僅か猫額大の臺灣島を開發したことが蘭領東印度の糖業地帯を今日没落に導いたほどである。此の實例より見るも、日本の如き熱帯植民地を持たぬ工業區以外にはよろこんでシヤム農業開發に投資する國は少いであらう。

試みに左表を見よ。

商 品 名	世界市場への供給全量	南亞細亞より供給する分量	主なる資本投下國 (土着資本を含まず)
米	七〇〇萬廳	九六%	佛、英
砂	一〇五〇萬廳	三四%	和、日、支、米、西、班
胡椒	六萬廳	八六%	英、和
糖	一〇〇萬廳	八二%	米、
ゴム	七〇萬廳	九七%	英、和、日、米、佛

煙草(生産)	一〇〇萬盾	一〇〇%	米、日
麻	五〇萬盾	一〇〇%	英
ジュート	三〇萬盾	三五%	和
サイザル	一・一萬盾	一〇〇%	和
キヤナ	三〇〇萬盾	六%	英
棉	二〇〇萬盾	四三%	英、和

更に進んで此の南亞細亞熱帯農業への投資關係を数字的に見るならば、紋上の關係は愈々明瞭となるであらう。即ち現在南洋全體に投下されてゐる各國の資本は總額約九十億圓と算定され、其の約二分の一は蘭領印度に、約五分の一強は比律賓に、約五分の一は英領馬來に、亦約十二分の一は佛領印度支那にそれ／＼投下されてゐる。而して右の中農企業への投資は約五十億圓と算定されるが、其の最大投資國は言ふまでもなく和蘭と英國の二大植民國である。試みに蘭領印度を見れば其の總額約十八億盾中各國資本の占むる割合は實に左の如くである。

蘭領東印度に於ける農業投資額國民別比較表

和蘭	六七%	三七七%	是各々和蘭の資本である
英國投資の	二〇%	八二%	
茶園投資の	一%	三〇%	
砂糖栽培企業投資の	一%	五二%	
煙草栽培企業投資の	一%	八二%	
コーヒ園投資の	一%	九七%	

英國	一三%	四〇%	は各々英國の資本である
支那	一一%	三〇%	
白本	二%	一三%	
日本	二%	三〇%	
佛國	一・五%		
米國	一・五%		
其他	二%		
計	一〇〇・〇%	(總額一八二、三〇〇萬盾)	

英國の馬來半島護謨園投資額は約十億圓に達し、亦佛領印度支那の農企業、就中護謨園及び水田經營に投資せる佛蘭西資本は約十五億法と推定される。亦比律賓の農企業に對して其の主要なもの即ち砂糖、古々椰子、マニラ麻、煙草の四種を見れば投資總額約七億弗中外國資本は大略左の如くである。

(1) 砂糖

土着資本	投資額 (單位一〇、〇〇〇弗)
米國資本	二一、〇二九(七九%)
西班牙資本	二、七八七(一〇・五%)
	二、三六二(一・九%)

(2) 古々椰子園		計	三九九 (一・五%)
其	他		
土着資本	投資額 (單位一〇,〇〇〇弗)		二六,五三七 (一〇〇%)
米國資本			一九,五五七 (八八%強)
其			一,三九二 (六%強)
他			一,一七三 (五%強)
計	投資額 (單位一〇,〇〇〇弗)		二二,一二三 (一〇〇%)
(3) マニラ麻等纖維作物			
土着資本	投資額 (單位一〇,〇〇〇弗)		一七,七二五 (九一%弱)
米國資本			九四三 (五%弱)
日本資本			四四二 (二%強)
其			三九七 (二%弱)
他			一九,五〇七 (一〇〇%)
計	投資額 (單位一〇,〇〇〇弗)		二,〇四六 (六八%弱)
(4) 煙草			六四六 (二二%強)
土着資本			三三三 (一二%強)
西班牙資本			
其			
他			

三,〇二五 (一〇〇%)

計

以上を點檢すれば尠くとも次のことが結論され得る即ち苟くもシヤムが將來熱帶農業國として發展し棉、護謨、砂糖、古々椰子、油椰子、「ジユート」規那、茶、等の重要産地たるべく其の生産政策を進めることは、取りも直さず東洋に植民地を持つた先進高度資本主義諸國、就中英、和の二大投資植民地領有國と世界市場に於て是非共角逐せねばならぬ。

次に此等の熱帶農産物原料を買ふ主なる國は米國、英國、日本、獨逸等温帶工業先進國にして一九二七年現在に於ける割合は大體左の如くであつた。

一九二七年熱帶農産物輸入額		屬領熱帶地面積	
(熱帶よりの輸出總額を一〇〇とす)		(熱帶總面積を一〇〇とす)	
米國	四三・二%	米國	〇・七%
英國	二一・七%	英國	二六・八%
獨逸	七・七%	獨逸	—
日本	七・二%	日本	〇・二%
佛國	六・八%	佛國	一四・九%
和蘭	六・〇%	和蘭	四・三%
白耳義	二・七%	白耳義	五・二%

伊	太	利	二・四%	一・三%	四二
計			九七・七%	五二・三%	

前表と十年後の今日とを比較するならば、吾人は右の主要國順位に相當の變化を見出すであらう。勤くとも日本に關する限り、恐らく英國に肉迫せる程の躍進振りを以て最も主要な熱帯原料輸入國の一たる地位を更に嵩めてゐる。兎も角シヤムの農業資源開發政策は此の熱帯農業の特徴と熱帯農産物の世界市場に於ける販路に立脚して組織的且つ統合的に進められなくてはならぬ。斷片的な個々の政策又は枝葉末節に關する政策は此の根本的な政策の樹立後其の輕重に應じて取捨され亦批判されねばならぬ。(昭、一二、一、二〇稿了)

x x x

講演

(協會主催 十一年十二月十八日(金) 於丸ノ内工業俱樂部)

滯 遲 一 週 間

井 上 雅 二

歳末御多端の際に拘らず、皆様の御集りに於きまして、守屋君と共にお話をせよと云ふことでありますが、私は今回ほど一週間許りしか居なかつたのでありまして、話の種は全然ありません。幸ひ守屋君が見えて居りますので、有益なお話が後から色々あると思ひますから前座として責を塞ぐ爲に一言だけさしていただきますと思ひます。

實は、私はシヤムとは古い縁がございます。恰度日露戦争の前に、歐洲からシベリヤ鐵道で日本に歸りますと間もなく芝の紅葉館で、東亞同文會の事で支那から孔夫子の遠裔衍聖公の歡迎會がございます。その席上に於て故犬養毅先生から「シヤムに行つてもらひたい」と云ふお話を受けたのであります。そうして先達つて故人になりました柏原文太郎君がその翌日私の宅へ來られて「昨夜犬養さんからお話があつたと思ふが、シヤムと日本との關係は修交日まだ淺いけれども支那との關係は非常に深い。シヤムには統計では四・五十萬の支那人と云ふ數になつて居りますけれども、實際は二百五十萬人と云ひ、三百萬と云ひ、四百萬とも云はれて居ります。一九二〇年頃の中國政府外交部の發表によりましては確か百五十萬と云ふ數字が出て居る。然かもこの支那とシヤムとは、今でもありますがその

當時から條約が結ばれて居ない無條約國であつたのでありまして、我が方としましては國府寺總領事の時代から段々この支那人との連絡の話が起つて居りました。次で公使館を設け稻垣滿次郎先生が公使として在任されてゐた時でありました。恰度その稻垣さんがシヤムから歸つて來られましたので、犬養さんはその前に顧問として村松山壽と云ふ仙臺選出の代議士をして居つたアメリカの大學を出た方……その村松君をやつて置いたけれども、どうも支那人との連絡がとれない支那のことがよく分らなかつた。君は支那に關係して居る者であるし、又ヨーロッパにも行つたのであるから一つ支那に行くと云ふ積りでシヤムに行つてもらひたい。からと云ふお話があつたのであります。私は子供の時から頑張屋でありまして「シヤムに行くのもよろしい。けれども日露戦争が起るやうではシヤムには參れません」この間も東亞同文會の講演でも話したのでありましたが、支那を保全し朝鮮の改善を助成すると云ふことが同文會創立の趣旨でありますから、先づ以て朝鮮の改善を助成しなければならぬと考へて居つたのでありまして、戦争になればシヤムに參ることは出来ません」と申しまして、私は稻垣さんがまだ二三ヶ月東京にお滞在の豫定でありましたから、その間、朝鮮に參つたのであります。それが明治三十六年十一月のことで、三十七年の一月になりまして臺灣總督の兒玉大將が參謀次長になられ、あの參謀本部の土藏の中で働いて居られたのであります。申し忘れましたが、それより先、私のシヤムに參りますことは臺灣總督府の關係を以て參ることになつて居つたのでありまして、従つて兒玉さんにお目にかゝつてシヤム行きのことを承諾した様なことでありましてから、一月に朝鮮から歸りますとすぐ兒玉參謀次長にお目にかゝつて「いよく戦争になると思ふからシヤムに行くことをお断りします。朝鮮に行きます」と云つてシヤム行を止め、朝鮮に參り遂に朝鮮には六、七年居つたのであります。明治四十三年春に朝鮮を去りまして再び世界漫遊を致し、翌四十四年遂に馬來半島の一角にゴムの栽培事業を始めることになつたのであります。

けれども仕事に追はれましてこのシヤムには頓と無沙汰して居りましたが、大正十年春に日本を立ち第三回の世界旅行をして歐洲よりの歸途バンコックを訪ねることが出来たのであります。此處にお出での矢田さんが公使としてお出での時であつたのであります。爾來又々十四年間も參ることが出来ませんでした、今回圖らずも多少の時を得ましたから兩行先づ以てシンガポールからシヤムに參つたのであります。

その際には恰度ベナンから飛行機でバンコックに行く積りであつたのでありましたが、午前十時に出ると云ふこととばかり承知して飛行場に行つて見ますと、その朝は八時に出たので、飛行機の出た後でありました。已むなく汽車に乗つてバンコックに着いたのが九月二十六日でありました。着きました晩に、恰度今は經濟省の次官をして居られますが、前の經濟省の參議でありました人や、支那人商工會議所の書記長と云ふやうな連中とホテルで大阪商船の招待で食事を共にしたのであります。その時に私が支那人の崇拜的になつて居る「ドクトル孫中山先生を知つて居た」と云ふことが何かの新聞にあつたと云ふことで「貴方がお出でになつたに就ては支那人商工會議所の方で招待したいと思ふが受けてくれるであらうか」と云ふ話が出ました。私は「喜んで行く」と云ふことで數日の後に會議所に參り主席の錢君その他の人々と交際をしたやうな譯であります。それから私はロケットリアンでありますので、その次の日でありましたかロケットリアン俱樂部の會で、やはり古いシヤムの關係を話してもらひたいと云ふことでありまして、列席の人は白人——西洋人が多かつたのでありますけれども、右の様な昔話を致した譯でありました。先刻理事長から「南洋の華僑に就いては今後深く研究したら」と云ふ話もありましたが、その通りであります會議所の連中も、日

本、シヤム、支那の三國人の連絡を圖らなければならぬと云ふことを、申して居つた様な譯でありました。

四六

支那人の方の關係はそれ位に致しまして、私が日本を立ちます前にミトラカム・ラクサ公使から「近來日暹の親善關係は非常に進んで來て居るやうであります。けれども、どうもシヤムに於ては日本の真相が充分に分つて居らない誤解して居るやうな點もある様に思ふ。貴方が行かれたならば是非一つ總理を始め要路の人々に會つてもらひたい。私が手紙を書くから」かう云ふことを申出られたのであります。私は有難く之をお受け致しました。それでシヤムの外務大臣等への紹介状を持つて参つたのであります。恰度石射公使の御着任前で、森と云ふ代理公使の方が居られたのであります。ペンコツクには八日位しか居れず、十月の四日には飛行機でスマトラの方に行かねばならぬ豫定でありましたから、森代理公使に先づ會ひまして、「自分はツーリストとして來て居る譯で、公使館を煩はして色々要路の人とも會いたいのであるがそれが時間許さないのであらうから幸ひ駐日公使の紹介があるから直接外務大臣その他の人に會ひたいと思ふから御諒承願ひたい」と云ふことで豫じめ公使館の御諒解を得まして色々の人に會つたのであります。總理大臣に會ひましたのは恰度守屋君と同行したのであります。總理は病氣して居られるし議會開會中でもあるから、まあ一つ儀禮的の挨拶位で引退がらう、一旅客としてさう混み入つた話をする必要もないのでありますから、その積りで總理の官舎に参りました。ところが向ふから乗り出して來られまして色々な話がありました。かれこれ四十分位であつたと思ひます。私は守屋君から詳しい話があらうと思ひますのみでなく、たゞ一回の會見で何う批評することは出来ないのですが、今の總理のビヤ・パボンと云ふ人は濼厚で、而かも誠實面に溢れた方

であるやうにお見受け致しました。總理大臣としての苦衷を述べられまして、「十年前に日本に行つた時に日本の文化が進んで居ることに驚嘆した。最近色々な人がお國に參る、それらの者が歸つての話ではなほ一層驚くべき進歩をして居ると申して居る。自分は日本の文化、文物を眞似て出來るだけ自國を強く致したいと考へて居る」と云ふやうなお話もあつたのであります。又「實際シヤムは本當に日暹親善を誠心誠意やると云ふ肚があるのか」と云ふ様な話を聞くのでありますけれども、私は「云ふまでもなく誠心誠意兩國の親善を圖りたいと思つて居り從來議會等に於て色々な問題があつて紛糾して居つても私が出て話せば分つて呉れる。日暹關係に就ても私は本當にさう思つて居る」と云ふ様なことで誠實面に溢れて話があり、私は非常によいインプレッションを以て御別れた譯でありました。それから前國會議長や現國會議長はやはり總理級の人であつたそうでありましたが、此等の人と會つた時にもこれ亦色々な話が出ました。就中日本の憲法制定に就て故伊藤公が非常な貢獻があつたこと、「二院制度が非常に良いやうに思ふ、シヤムはその通りに行かなかつたが、私は伊藤公のお作りになつた『憲法義解』その他のものを讀んで研究して居る如何にも日本が進んで行くのはあゝ云ふ二院制度があるからで、相俟つて憲政の運用を圖る狀況は良いやうに思ふ。時來ればやはり我國もさう云ふやうにしたら良いやうに思ふ」と云ふやうなお話があつたのであります。就中このシヤムに於て革新政治家が心配して居ることの「一は王族の方々に關する點……それは私の想像であります。その點にありはせんかと云ふ風に感じました。どう云ふことかと申しますと、御承知の通り革命が起りました後、シヤムの王族の方々は憲法によつて高級の官吏になることは出來なくなつて居るのであります。従つて今の内閣にはシヤムのプリンスはどなたもお出でにならない。たゞ外務の顧問としてプリンス・バンバイと云ふ方が居られる位であります。それで伊藤公の話が出ましたので、三十年前に私が韓國で伊藤公の下に宮内府書記官として韓廷の改革をやつたこと

四七

杯を話したのであります。御承知の通り併合前の韓國宮廷は勢力の中心でありまして、皇帝親らが内閣總理大臣であり、大藏大臣であり、内務大臣であると云ふ風に皇帝中心の政治であつたことは御承知の通りであります。伊藤公は此等の點を愛へられて宮中肅清に手をつけられることになりまして、當時度支部（大藏省のこと）の財務官として居りました私が總務長官の鶴原さんの下に宮中入りをして働いたのでありますがその時にやつたことは、宮中の財産を全部政府に移して政府の手で整理し、一方宮廷に對しては年百五十萬圓の宮室費を政府から提供致しまして、皇帝並に御一族が立派に皇帝及王族の尊嚴を維持し儼然としてその御地位を保たれる様にするのが伊藤公の方針であつたのであります。私はさう云ふ話を致しましたところ相當興味深く聽かれたやうでありました。その他外務大臣のルオン・ブラチツトさんとか、或は經濟大臣であるとか云ふやうな人にも會ひました。而してこれらの人に向つて申上げたことはアジアの精神と云ふことであつたのであります。それは例を引いて言ふ方が解り易いと思ひまして、私がエヂプトに参りました時の話を致しました。これも二十七、八年ばかり前のことでありましたが、エヂプト國民黨の領袖にハビツト・ベイと云ふ人がありました。その人が私のカイロ帯在中に學生俱樂部に來て呉れとのことでありましたと申しますのは、カイロには有名なアズハザールと云ふ同教の大學はありますが、西洋の文物を教へる大學はまだなかつた。高等學校が一番高等教育を授ける所でありました、その高等學校の生活の作つて居る學生俱樂部が國民黨青年の中心になつて居つたのであります。其處に招待されて暫時泊めてもらひまして、學生と寢食を共にしてエヂプトの革新思想家を調べて居りますと、驚くべきことにはハビツト・ベイの弟のムスタファ・カメルと云ふ人が國民黨の創立者で僅か二十九歳か三十歳で亡くなつたそうでありましたが、その人が吉田松陰先生の傳記をアラビヤ語に翻譯して學生の間に教へて居つたと云ふことを知りました。さうしてハビツト・ベイさんが申するは、私の弟はかう云ふ

考へを有つて居た。「日本の明治維新のあの大事業と云ふものは、吉田松陰先生などが身を捨て、多數の青年に革新思想を鼓吹した。それが根本になつたのである」と云ふやうな話をして居つた。その本がこれであると言つて示されたのを見せて貰つた譯でありました。私は「シヤムは固より純然たる獨立國で、日本と共に東洋に於けるたゞ二つの君主國であるからエヂプトは全然違つて居る。然し遠く何千哩も離れて居るエヂプトに於てすら日本の明治維新の精神を酌んで吉田松陰先生の傳記を配つて居る状況を見た。今日エヂプトは相當その力を伸ばしつゝあるが、お國に於ても日本の眞精神を酌んでいたゞく爲には今のやうな日本の維新の時分の人傑の傳記とか、日本の皇道精神とか云ふやうなものに就て探究してもらひたい。日本内地へも澤山學生が來られるやうであります。これらの人を通じて、何處に日本の眞精神があるかと云ふことを調べられたらきつと解つてくれるだらう。さうして日暹の肚からの握手をしたらどうか」と云ふことを申ししたことを覚えて居ります。

尙あちらに居ります間に色々なことを調べて居りますと、財政顧問のドルと云ふ英人でありましたが、……そのドルと云ふ人はケンブリッジ大學を出た後、歐洲大戰後にブルガリヤに於ける國境協定委員會にイギリス全權として出席した人であるが、又ブラジルのパラナ州顧問であつたと云ふ履歴が載つて居りましたから、私はやはり歐洲大戰後にブルガリヤに参りました、當時少佐でありました松井君が我が陸軍の方から出ましてソフキヤに行つて居られ、その松井さんと數日居る間に英國人に會つたことを記憶して居りますから、或はそこで會つたことがあるかも知れないと云ふことゝ、もう一つはパラナの顧問であつたと云ふことであれば私はブラジルと縁が深かつたのでありますから話をすれば「さうであつたか」と云ふ氣持が出はせんかと思ひまして、外務大臣の紹介によりてドル君を訪ねたのであります。話して居るうちに喜んで打明け「實は君の關係して居つたサンパウロのイグアツベには一九三〇年……六年

前に行つて見たので日本人がやつて居る状況もよく知つて居る。」と云ふ話が出まして、それから段々シヤムの財政問題に移りまして、その時ドル君の言はれるのに「シヤムの財政はブラジルの財政より遙かに堅實である。一體シヤムの今の財政家は非常にコンサベチブであつて決して猪突しない、漸進主義である。従つて財政方針も堅實である。ブラジルの比ではない」と言つて頻りに褒めて居りました。それから軍事費等の問題にも論及したのでありますが、「大體歳出の四分の一位より多くは出さないやうにして、これも漸進主義でやつて居るから、重い負擔を國民にかけやうなことはないと思つて居る。何れにしてもシヤムの財政は堅實である。何時も黒字を出して居るやうな譯である」と言つて大いに褒めて居たことが、私の耳に残つて居るのであります。

それ位のこと、私がシヤムに滞在中に見たり聞いたりした感想の一端でありまして、これを要約して申し上げます。私は獨りシヤムとは申しませんが、蘭領インドでも英領馬來でも同じことではありますが、特にシヤムは日本との關係から日本人が本當に仕事をする氣で行けば仕事が出来ると云ふ感じを有つて歸りました。事業をやつて居る者の眼から見ますと、まだシヤムに於ては日本人がシヤム人と共にやつて居る仕事は殆んどありません。犠牲を拂つて居りません。無論シヤムの國情から申ししてもさう簡單に行けるとは思ひませんが、併しながら日本人が本當に力を有ち……力と申すのは資力ではありますが、資力を有ち技術を持つてシヤムの人と協力してやれるやうな方法によつてやれば、道はいくらでもあると云ふやうな感じを有つて参りました。でありますから「今はどうも思ふ通りに行かないのだから、どうせ後になつてもうまく行かない」と云ふのは早い。現に、今後と雖も種々の方面に於て、日本人がシヤム人の利益になるやうなこと……シヤムの利益になるやうな建前の下に仕事を始めるやうな形勢にありますれば私は遂には成功すると思つて居ります。併し、一番大事なこととは人を作ることでありまして、人がなければいけない

のであります。茲に於て私は山口君のやうにあらに長く居つた方は今後各方面に大に活躍されんことを希望する次第であります。今日では言葉の通ずる人も極めて少ないのでありますから、出来るだけシヤム協會等に於かれましても人をお作りになることが大事ではないかと思ひます。人が出来れば資本は自らついて行きます。又實業界の者も目覺めて参ります。であるから、人を作りさうして資本を誘導することになりますれば、何と申しまして、シヤムの人と吾々はアジアの同胞でありますから、この氣持は確かに他とは違ふと云ふことは明かであります。で餘り焦らずにかう云ふシヤム協會の如き機關によりまして、人を作り資を用ひて協力してやるなり、或は單獨でやるなりするやうに進みますれば、前途は相當有望に行けるものと思ひます。最後に置て申しますが日暹の經濟は握手が出来、やり方によつては行ける。かう云ふ感じを有つて居る。それで私は本會の如き有力なる團體が、この方面に向つて貢獻されんことを希望致しまして私の話を終ることに致します。(文責在記者)

### 新興暹羅と對日感情

陸軍 大學 校 教官  
陸軍 砲兵 少佐 守 屋 精 爾

日暹の親善關係が益々密になつて参りましたことは洵に慶賀の次第であります。この點に於きまして、當協會では非常に御盡力のやうでございます。向ふに居りまして、日本のシヤム協會の方面で色々お盡しになると云ふことを

聞きまして、洵に喜んで居つた次第でございます。特に昨年でございましたか、その組織を改正されて、新しい力をもつてこの方面に御活躍になつて居ると云ふことでございまして、洵に喜びに堪えない次第であります。シヤムの事に就きましては、もう皆様は詳しく御承知でありますし、又、充分に御研究になつて居ることゝ存じますので、私が只今から彼れ此れと申す必要もないと考へるのでございます。唯、最近歸つて参りました者として、何か話をしろ、斯う云ふことでございましたので、先づ私の感じて居りますことを二三申上げまして、御参考になり得れば結構と存する次第であります。

只今、井上さんからも日本とシヤムとの關係、殊にシヤムの方として日本に對してどう云ふやうな感じを有つて居るかと思ふやうなことに就きまして、お話がございましたが、向ふに居りました時分に於ても、又、此方に歸りました後に於きましても、今更申上げました日本とシヤムとの關係、殊にシヤムの方で日本に如何様な考を有つておいでになるかと云ふやうなことに付きまして、色々話を聽かんでもないのであります。それを申上げますと、シヤムの方では日本に對し非常に深い親善の考を有つて居られると思つてシヤムに行つて見ると案外さうでもない、大分話が違ふやうに思ふと云ふやうなことをちよい／＼聽かないでもないものであります。左様なことに付きまして、先づ少し私の見聞しましたこと、感じ等を申上げようと思ひます。

御承知のやうに、シヤム國としての現在の立場は非常に、先づ政治的に、外交的にデリケートな關係にあると申上げてよいと思ふのでございます。従つてバンコック附近に於きます所の空氣は先づ申上げれば、陰鬱性を有つて居るやうな次第でございます。従つて日本から眞直ぐにお出でになりますと、御期待に對して非常に反對の現象を御看取になると云ふやうな點があると私は思ふのであります。これは現在のシヤムの國情として、或程度に於て已むを得な

状態であると考へて居ります。

然らば、シヤムの一般はどう云ふやうな考を有つて居るか、又、日本人としてシヤム全般に對してどう云ふ風に感ずるかと思ふやうな點に付て申上げますと、私はバンコック以外に主に軍隊關係で二三の所を廻つたのでございますが首府を離れて外に出た場合に吾々として受ける感じが本當のシヤムの方の感じではないかと云ふ風にも考へて居るのであります。先づそのことを少し申上げようと思ひますが、一昨年の九月北の方に旅行致しました。参謀本部の部長が案内でございまして、私と二人、それに書記を一名連れて三人で旅行したのでございます。期間は一週間ばかりであつたのでありますが、途中で一ヶ所に約三日ばかり費やしまして、軍隊を見てすつと北に参り、鐵道の終點であるチエンマイに参つたのであります。その途中に於きましても、非常な歓迎を受け、形式上ばかりでなく、洵に氣持が好い、本當の東洋の同じ色を有つた所の民族であると云ふ心からの非常に氣持のよい待遇を受けたのでございます。午後二時半頃着いて翌朝午前七時にそこを立つたのでございまして、滞在は短期間でありましたが、その模様に就て今想ひ出して見ますと、驛に着きますと、そこには歩兵の大隊があるのでありますが、その大隊の方の外軍管區司令官が管轄の關係上すつと一緒に案内されたのであります。直ちに兵營に参りまして、時間が短いのでございますが、一巡致しまして、宿舎に入りました。そこで休憩しまして、それから直ぐ今度は、彼處に王様が居られるのでありますが、その王様を訪問したのでございます。その際に矢張り軍管區司令官その他の方も一緒に参つたのでありますが、王様にお目に掛りましてお話を致しました所、非常に喜んで頂きまして、老齢の方でございましたが、自分は日本にまだ行つて見たことがない、何とか機会があつたならば、日本に行つて本當の日本の現在進歩した状態なるものに觸れて見たいと云ふ、非常な希望を有つて居るが、中々用事があるので行けなかつた。どうか機会を求めて是非日本に

行つて、日本の本當の状態を見て來たい——斯う云ふことを旺んに話をして居られたのであります。私も、是非一つ日本にお出でをお願いしたい、海路一筋で直ぐ行けるのでございますから、どうぞ特別の暇を御見付けになつてお出掛けになることをお勧めしたのであります。

それから街の寺院を訪問して、丁度宿舍が軍隊の中の僧行社にあつたのでそこで一寸休憩して、その後街の方を見まして、日暮頃に歸りそこで水を被りまして、歓迎會に行つたのであります。その日は夕方から雨が降つて参りましたので狭い將校集會所の中で宴會があつたのであります。實はその時の準備としては將校集會所の庭を使ひまして、そこで食事をし、又、王様が養成されて居る所の丁度昨年日本に参りましたシヤムの連中、あゝ云ふ風な本當のラオスの踊りをやる連中が居るのであります。平時は公開されないのでございますが、特にさう云ふ一行を將校集會所にお出しになつて、そこでラオスの踊りをやつて見せる、斯う云ふ仕組でそれを將校集會所の庭でやることになつて居つたのであります。雨の都合で屋内で總ての催しがあつたのであります。極く狭い所で、それに地方側からも關係者は、殆ど全員お出でになり、一杯になりました。最初踊りがありまして、約一時間ばかりそれを拜見して後に食事をし、又食後に於て踊の續きがあつたのであります。その踊が濟んで、夜遅くなりましたが澤山の將校が椅子を持つて出て参りましてまた何か日本の話を續けてして貰ひたい、と云ふのは食事のとき挨拶旁々私の感じ、日本とシヤムとの關係に付て話を申上げたのであります。その後のことに就て話をしろ、斯う云ふやうな、色々御注文が出ましたので、そこで更に話を進めたのであります。若い將校連中は、皆日本が最近總ての方面に於て發展を遂げて居る、明治維新以後、極めて短期間に非常な進歩を遂げた、その原因なるものは、これは矢張り日本精神と云ふものが一つの原動力となつて、各方面に、さう云つたやうな進歩をなさしめたであらう。又、その日本精神の發露として

ハラキリと云ふことがある。斯様なことに就て一つ能く説明して欲しい、これはどこでもさう云ふ御注文を受けるのであります。チエンマイに於ても同じ様な注文を受けまして、それに對して色々話をしたのであります。どうもハラキリに就ては、最初は中々ピンといかなかつたやうであります。數回繰返した結果、大體の理解が付いたやうに見へたのであります。左様な次第で遅くなつたのであります。また、日本の話をして呉れ、吾々は日本に對して非常な親しみを有つて居るに拘らず、日本に關する認識がまだ非常に薄いやうに思ふ。之を非常に残念に思ふ。何とか吾々としても、同じ東洋の日本に比して遜色のないやうにしなければならぬ。これが爲にはどうしても日本の現状、その進歩發達の道程に於ける状態をよく研究したい、出来れば日本に行つて習つて來たい。斯う云ふやうなことを旺んに申されるのであります。で、私としまして、兎に角、現在日本としては各方面に於て決して如何なる國に比しても遜色はないと考へて居るのであるからして、歐米等にお出でになる必要は毛頭ないのであつて、日本に於て充分に事が足りるのである。殊に精神方面に於て日本を研究されたならば、裨益されることが多いであらうと云ふことを繰返して述べて置いたのであります。

そんなことの話をして居りまして、彼れ此れ一時近くになつたのであります。さうしてその極く近い所の私の宿舍に歸らうとしますと、まだ若い連中が後について参りまして、私の狭い宿舍まで來られまして、まだ話をしろと云ふ譯であります。そこで又三十分程話をして二時頃床に就いたのであります。

さうして翌日は私が七時に出發します關係上、六時半にチエンマイの王様が特に私の宿舍に御答禮にお出でになることになつて居りましたから、朝五時に起きて貰ひたいと云ふことであります。朝早く起きて用意をして待つて居りますと、六時半にお出でになりました。そして三十分ばかり話をしたのであります。その際にも色々日本とシヤ

ムのごとに就きまして話が出、又、私のその後の旅行等に就ても色々御注意を受けたのであります。さうして、七時に立つて自動車を以て約二十七軒南方のランブーンと云ふ所に参りました。極く小さい街であります。今でも王様が居られ市場等がありまして、相當の活気がある街と見たのであります。それらを二三見學して歸つて来たのであります。

まあ、その様な時の状態等を考へましても、若い將校は無論のこと、軍人ばかりでなく、一般シヤムの人でも、非常に日本に對して懐しい、何とかして日本を研究して、日本の進歩の跡を追つて行きたいと云ふ所の、本當の氣持がこれはお世辭でなく、よく現はれて居ると云ふ風に考へたのであります。

又、少し話が元に戻りますが、その同じ旅行に於てチェンマイに行く途中同じ汽車の中にチェンマイの代議士が乗つてお出でになりました。その方は子供さんが日本に留學に来て居つたことがあると云ふことを言つて居られました。さう云ふ關係か、日本のことを非常に研究され、興味を有つてお在でになりました。さうして、車中に於きまして、旺んに日本精神と云ふことに就きましての話が出まして、半ば議論し、半ば話をしたと云ふ風で、殆ど三時間餘り食堂車の中で話をしたのであります。その話の時に於きましても、非常に一般は何かしてさう云ふ立派な日本精神を受け容れたい。シヤムの發展の資に供したいと云ふ氣持が横溢して居ると云ふ風に私は考へて愉快に思つたのであります。

尙、昨年は一寸バンコックの西であります。ラプリー及ペプリーと云ふ所に行きまして、大體、同じやうな氣持のよい、偽りのない、本當のシヤムの人日本の日本に對する感じを感じまして洵に愉快に思つたのであります。そのペプリーの方には歩兵が一個大隊しかないのですが、大隊長以下非常に氣持好く歓迎して頂きまして、縣廳の方から

も特別な御盡力に依つて各方面を見せて頂きました。その山の上に離宮があります。その離宮を見て欲しい、知事が案内しようと云ふことでありまして、一緒に山に登り離宮に行きました。大變見晴しがよい所で、海が近く見えますし、又、ぐるりには水田が氣持よく整然と並び、水田の畔には椰子の木が生えて居り誠に麗しい景色を呈して居るのであります。その山の上に大きくはありませぬが、善美を盡した離宮があります。又反對の頂きにはお寺があり、離宮の側には天文臺も建てられてありまして、當時その場所に於きまして、天文の研究をされた色々な遺物が残つて居るのであります。丁度、それに登りましたのは、十時過ぎでありまして、色々中を見ましてお晝になつたのであります。知事の方で、今日はこゝで晝飯を食つて貰ひたいと云ふことであります。中には元のキングがお使ひになつた食堂があります。その設備もその當時の儘の状態に残つて居ります。今日は一つその部屋で君に飯を食つて貰ひたいそれが爲には、昔使用されたその儘の器物で御飯を差上げよう、斯う云ふのでございまして、そこで食事を攝りました。その際に縣廳の方からも澤山の役人が来て居りまして、色々話をしたのであります。皆同じやうに、先程申上げたと同じやうな、吾々は日本に就て何とか一つ十分な研究をし、又、日本精神に就ての本當の所を習ひたい、斯う云ふことを皆言はれて居つたのであります。無論、その中には或はお世辭等も入つて居るかとも思ひますが洵に私は氣持の好い感じを受けたのであります。その外、田舎などに於きまして、全くの個人として、只今申上げましたのは武官として参つたのでありますから、斯うしたのであります。その外全く個人として色々な所でシヤムの方の話を聞かしても、只今申上げましたやうな氣持が多分にあるのでございまして、

唯、先程申しましたやうな、色々なデリケートな關係がありますので、バンコック内に於きましては、左様な状態が現はれ難いと云ふのでございます。



云ふことを考へ、さう云ふことを話す人が澤山あるのでありまして、私は將來、この教育の振興、普及と共に、一般にさう云つたやうな、目が開け、何とかしなければならぬ、斯う云ふ氣持がしつかりと出來上つて、さうして今後努力されたならば、國家の發展と云ふものは、これは年月を要するかも知れないが兎に角、十分擧つて行く、又擧つて行かなければならぬ、斯う云ふ風に思つて居るのであります。

その教育のことに付きましては、熱帯の熱い所の住民であるから、幾ら教育したところで中々さう急に進歩する譯でないし、又、十分なる結果は得られないではないかと云ふ説もあるのですが、私はそれは申す迄もなく教育の力を以て凡てを直し得ることは不可能であり、例へば、教育を以て遺傳を治すことは出來得ないことも知れないが、まだシヤム全般に教育が普及されてないのであるからして、教育をして見なければならぬ、別問題であるけれども、これから教育を普及して凡てを造り直すこと云ふ立派なる考の下にやつて居られるのでありますから、これから相當の年月を用いて普及したならば、儘に私は立派になり得る確信を有ち得ると云ふことを屢々申し上げたことがあるのであります。兎に角、將來シヤムの發展に現在努力されて居る教育、これが益々力を入れてやられますと、非常に大きな作用をなすものであると云ふことを考へて居るのであります。

一般の政情と申しますか、國內の情勢は先程申し上げましたやうに、革命後四年半を経過して段々安定に向いて居ると考へて居るのであります。御承知のやうに、昭和七年六月二十四日に革命がありまして、その年の十二月十日に本憲法が發布され、四月一日ビヤマノー氏に依つてクーデターを行はれましたが六月廿日の朝現在の國防大臣ルオンビブン大佐の計畫に依つて又クーデターが行はれ、ビヤバホン内閣が成立したのであります。その後間もなく、プリンズ・ポバラデイトの叛亂がありまして、コーラートに於ける軍隊が、一番大きな力で、鐵道線路に従つて南下して、

ンコツクの北のバンスンと云ふ所に参り、そこで政府軍と旺んに戦闘が起つたのであります。うっかりすると城下の盟をしなければならぬやうな状態にまで政府の方は苦しい立場に入つたのであります。洵に運よく叛軍を撃退してコーラートの方に追ひ、現在の國防大臣が第一線に立つて指揮をして叛軍主力はコーラート西方山地に陣を取りました。その陣地を美事に攻撃して之を撃破して鎮定を見たのであります。さう云ふことがありまして、その後は陸軍部内に於て人事の入替なり、各地方に於ける隊長、軍管區司令官に對して人事上の注意が行はれて、陸軍部内に於ては、現在の政府の思ふ通りになると云ふ状態になつて來たのであります。その後現國防大臣、當時はまだ無任所大臣、陸軍の副司令官と云ふやうな地位にあつたのみでありましたが、それが一昨年九月國防大臣に就任されました。さうして、こゝに陸軍のみならず、海軍、それから空軍、この方面を實際に掌握して、兵權を治めようと云ふやうな工作が進められて参りました。昨年三月には六ヶ年繼續を以てする製艦費が議會を通過して、その結果多數の艦艇が日本に注文され、又他の方にも注文が行き段々海軍も整備されて近い中にシヤムとして立派な艦隊が出來る形勢になつて参りました。これも矢張り國防大臣就任後の大きな仕事であります。

左様にしてビヤバホン内閣は叛軍を鎮定し、その後逐次基礎を固め、又軍部内の人事關係に於ても注意を拂はれて益々基礎が確實になつて來たのであります。所が昨年二月國防大臣がピストルで撃たれました。併し幸に急所を外れまして、生命には別條がなかつたのであります。その中に三月には前のキングが御退位になり、新皇帝がお即きになる、斯う云ふことがありました。その後一部内閣の改造があり、八月に議會が始まりまして、間もなく攝政會議議長が御自害なると云ふやうなことが起りまして、大分騒ぎになつたのでありますと同時に、殆ど時を同じうして當時の内務大臣が外遊に出て行く、又その後間もなく總理が轉地療養する、議會に於ては政府の不信任案が上呈される

斯う云ふやうな形勢が起りましたして一時非常に政局の不安を思はしめたのでありまして、斯様な状態では、この内閣も長く續き得ないであらうと云ふやうな不安の色が濃厚に漂つたのでありますが、大したことがなくして昨年を經過しました。

六二

今年一月二十七日内務大臣ルオンブラジツト氏が日本から歸つて参られました。氏が歸られると必ず政變が起るだらう——と申しますのは、總理ビヤボホン氏は病氣で現職に堪え得ない。固き辭意を有つて居る、どうしてもブラジツト氏が歸つて來ると愈々總辭職を執行するであらうと云ふことが確定的に傳はつて居つたのであります。さうして若すから、ブラジツト氏が日本から歸ることが政界一般から注意を有つて眺められて居つたのであります。さうして若し政變があれば、誰が次の政局を擔當するかと云ふことが問題でありました。當時軍部内に於きましては、軍部の獨裁を以て一つ乗切つて行かう、斯う云ふ強い要求もあつたやうでございます。如何なる情勢を招來するかと云ふことに、危懼の念が一般に有たれて居つたのであります。然しブラジツト氏歸國後國防大臣と早速會見し又總理と話をされて、兎に角、現在斯様な非常に渾沌たる情勢に於て、どうしても總理が現狀で頑張つて、この場合を切抜けることが必要であると云ふことになり、總理亦その説に従はれて、兎に角、またやると云ふ決心が着き、二十九日の夜から三十日に掛けてさう云ふ話が纏つて、こゝに政變がなくなり、内閣内の改造に依つて事が終つたのであります。従つて、その當時一般に懸念されて居りました政變も起きず、軍部の獨裁と云ふことも實施を見ないで大體に於て、一部の人間を入替へてビヤボホン内閣は續くと云ふことになつたのであります。

左様な状態で今日に及んで居るのであります。革命の結果、從來、專制に依つて事を進めると云ふ弊を矯める爲に、現在に於ては反對に何でもかんでも衆論に依つて決すると云ふやうな方針になつて居りますので、會議々々で到る所で會議が行はれ、陸軍内に於ても會議をする、そしてその中の參謀本部なら參謀本部内で會議をして居る。これが通過すれば、内閣の委員會に懸ける、そこを通過すれば初めて閣議に諮る、それで會議が多くて事が決しかねるのであります。これではどうも事柄が進まないと云ふやうなことで、大分軍部等に於て異論があるのであります。何とかしなければならぬ、斯う云ふことは物事が決まらなないと云ふやうなことから、何とか少數に依つて早く決めてさうして物事を早く進めようではないかと云ふ氣持は今でも各方面に、かなり強く考へられて居るのであります。斯様な考が基礎になりまして、色々そこに政治的な問題が生れて参り、暗躍等が行はれつゝあるものであります。現狀に於て突發のことがない限り、政情は安定して居る、斯う考へて居るのであります。たゞ大體に於てまだ凡てが改正の途中であり物事を決める途中でありますので、皆が整ひますには、まだ相當の年月が掛るではないかと思ふのであります。

私が向ふに居りました時分に話を申上げる時に、どうも今のシヤムの状態は、日本に於ける明治の初めのやうな状態ではないかと思ふ。日本でも明治の初めに於ては非常にごた／＼して居り、又、西南戦争もあり、國內に於て戦をしなければならぬと云ふやうなこともあつたのであるが、シヤムに於ける現狀を見ますと、まだ、事柄に依つては西南戦争まで行つて居ないやうな所もありはしないかと思ふ。であるからして今後色々各方面で多くの障礙も通過しなければならぬし、これが爲に澤山の犠牲も或は拂はなければならぬ。併ながら、兎に角、立派なる國家を建て、本當の國家としての獨立を完成しようと云ふ強い意氣の下に進んで行かれたならば、如何なる障礙も通過して、さうして立派なる所の國家が完全に出來ると云ふことは期して待つべきであると云ふ風に話をして居つたのであります。さう云つたやうなことを考へ、又、その後には於ける日本の進歩を考へて見ても、丁度、手近な日本の維新以後に於け

六三

る進歩は、貴方の國によい参考となると思ふのであるからして、どうか日本の最近の進歩の跡を研究され、有ゆる障礙を通過するにはどうしたらよいかと云ふことの研究をされたならば、有益である。どうぞ一つ、表面ばかりでなく裏面の本當の日本の内情を研究されて、よい参考に供して貰ひたいと云ふことを何時も私は述べて居つたのであります。陸軍の方に於ても、先程申しました四人の武官が日本を視て歸り、その後間もなく佛教青年團として十名の方が來られて視て歸られました。さう云ふやうなことがあつて後は、各方面共段々解りつゝあるのであります。陸軍に於ても何とかして一つ日本の本當の中を研究し、日本精神、日本の軍人精神と云ふものを充分呑込みたい、特に國防大臣の方ではさう云ふ御希望が強かつたのであります。何とか若い者を日本に送つて、さう云ふことを十分に承知したいと云ふことを屢々述べられて居つたのであります。色々な關係で任官した將校を日本に送ることになり、さう云ふ方が日本に來て居るのであります。そして大臣も、兎に角、日本に行つて本當の日本の事柄を習ひたいのであるから、日本でも遠慮しないで、我國から送る學生を思ひ切つて教育して貰ひたい、若し言ふことを肯かない者があればぶん殴つても一向差支ない、その取扱方を日本の將校と同じやうにして、嚴重にびしくやつて貰ひたい、さうしてさう云ふやうな教育を受ける間に於て、自分の平素希望して居るやうな、日本と云ふものゝ内容が少しでも分かれば結構であると云ふことをはつきり私に注文されたのであります。左様なことを考へましても、何とかして精神的にもその外の方面からも日本の良い所を受け容れて、完全にしようとして居られるやうに思ふのであります。

先程申し上げましたやうに、詰り、大きな目標としましては、廣い意味の「國家の獨立を完成しよう」と云ふ考を有つて努力されて居るのであります。まだ一番下の方の人々は非常に幼稚でありまして、十分に凡てのことが分つてゐないのであります。特に御承知のやうに衣食住が樂で、暖いから無論身には簡単な物を纏つて居り、食物は果物が

豊富にある。米は澤山穫れる。而も、米などは全く原始農法をやつて居るのでありまして、日本のやうに手数を掛けて肥料を用ひるやうな心配はないのであります。苗代を仕立て、植える所もありませんが、糞をばら蒔いて置いて生える、斯う云ふ状態で、極めて簡単な方法を以て米が充分穫れるのであります。又、水の邊りに多く家が立つて居りますが、家の前に大きな網を下して少し上げて上げると魚が引掛つて來ると云ふやうな状態で、勞をしないで食べる物はある、着類は要らない。従つて又寒さを防ぐ必要がないから、家も極めて簡単な、木の葉を以て屋根を葺くと云ふことを以て足りるのであります。斯う云ふやうに衣食住が容易に出來ると云ふことの爲に自然一般國民の愛國心が少い。このことは政府の人も屢々私と話をする時分に言つて居られたのであります。どうも國民の愛國心が薄い、困つたことであると云ふことを言はれて居つたのであります。私は、それは衣食住が容易であつて、國家の恩恵と云ふことに對する考が少いが爲であらう、又、さう云ふことを考へる必要が起つて來ないではないかと思ふ、と云ふ風に話をしたのであります。どうもこれではいかない、何とかして國民全般の愛國心なるものを養成して、いざと云ふ場合に於ては、國家の爲に働き得る、又、命を捧げて國家の爲に盡すと云ふ氣持を十分養成しないと、將來本當の國家の獨立なるものは成し得ないと云ふやうな考が非常に起きて參りまして、何とかして若い者を訓練してさう云つたやうな愛國的思想を注入しよう、さう云ふやうな考で、色々やつてお出でになるのであります。現在その一つの現はれとして、學校に於て所謂青年の學校訓練と云ふものが始まつて居ります。さうして毎週一回乃至二回歩兵の大隊内に於て訓練するのであります。場所などの關係で、大隊以外、學校以外に於ても訓練して居るのであります。又中等學校の學生はカーキ色の服を殆ど用ひて居るやうであります。それは訓練を受ける者は勿論、受けない者でもカーキ色の服を着て居るやうであります。殊に今年から特にさう云ふ風に感じますので、どうしたかと訊きますと

全部學校訓練をやつて居る譯ではない番號を服に着けて居るのが訓練をやつて居る、その外の者はまたやつてはゐない、訓練をする者を段々養成して居る。斯う云ふ話でありました。その外學校に於ては國旗を掲揚する、朝全員が校庭に集合して國旗掲揚式をやる、午後三時頃になると國旗を下す式をやる、斯う云つたやうなことを殆ど全國の學校で實施して居るやうであります。又、軍隊に於きましても國旗を各兵舎に立てる、その外普通の各官衙に於ても國旗を掲揚することになりまして、現在に於きましては、官衙、學校、軍隊皆國旗を立て、居るやうであります。これなども今申しました愛國心を養成しようとする方面から實行されて居ると考へて居るのであります。

その外學生に旅行を奨め、歴史上の舊跡を訪問さして、或はビルマの軍隊にシヤムが苛められてアヌチャの都が焼かれた——そこに参りますと、殆ど全部が壊されて見る形もないのであります。王成の趾にワットシーサンベツトと云ふ寺があります。非常に壞れて極く一部の煉瓦が残つて居りますが、その隣りに大きな佛像がありましてこの佛像が残つて居ります。屋根が壞れて、入口だけ高いのが残つて、危な氣な恰好をして、通る時にも落ちはしないかと云ふやうな感じを有つてあります。これなども特に國民にさう云つたやうな、外敵の慘害を蒙つて非常な目に遭つてその状態を残して居る。之を充分に印象付ける。斯様な意味に於て、わざ／＼修理をしないで残して置くこと云ふことを話して居るのであります。さう云つたやうな場所を成べく見學さして、さう云ふ現地に於て本當の精神教育をしよう、これが爲に鐵道關係方面に於ては、汽車賃は割引する、その他便宜を計るのであります。尙、その外軍歌を作るとか、軍歌でなくても愛國思想を鼓吹するやうな歌を作り、さう云ふ歌詞を織込んだものを考へ、小學校教育方面に於ても、教科書を直すとか、凡ての方面に亘つて斯う云つたことが基調になつて動いて居るやうに思ふのであります。

斯様な風で、色々革命の主義綱領がありますが、廣い意味の「國家の獨立を完成しよう」と云ふ念願の下に、非常に力を入れて努力されて居るのでありますから、私はさう云ふやうな情勢、状態が続いて行けば、必ずや、或は五年なり十年なりの後には、大に國運の進展を見得るのではないかと考へて居ります。私が参りました後に、極く短い間であつたのでありますが、目に觸れた所に於きましても、例を陸軍に取つても色々裝備が變りまして、新しい現代の兵器が大分手に入りました。先程申しました軍艦の注文もその一例であります。陸軍方面に於ては澤山のタンクが買入れられ、高射砲、機關銃、裝甲自動車、又自動車に積む新式の機關銃、斯う云ふものが相當多數整備されつゝあるのであります。本年六月廿七日、憲法發布の記念日に觀兵式があつたのであります。その式場に現はれた物を見て、陸軍の有つて居る裝備が一新して居るのであります。さう云ふやうに軍備の充實をやり、又、精神的に、軍隊のみならず、一般の方にも之を教育する、又各省に於ても、新しい方面に對して色々努力されて居るのであります。私はシヤムが今後益々よくなり、又、立派な國になつて行くことを確信し、同じ東洋の日本としては、出来る限り斯様な努力を援けて、さうして屢々申上げました、廣い意味の「國家の獨立を完成」し得るやうに、どこまでも、一つお援けをし、又、是非さうなつて貰はなければならぬと思ふのであります。

先程も申上げたやうにあの地では、非常にデリケートな關係がありまして、シヤム側に對し話をするにしても單簡に參らないやうな點が多分にありまして、この點非常に困るのであります。話をする爲には、もう一つ後、更にその後を考へ、さうしてそれに對する對策を講じつゝ話をしなければならぬと云ふことは屢々であります。斯様に各種の場面にぶつかりまして、私は何とかして早く本當のシヤムの獨立を——無論獨立——立派な獨立國家であります。尙ほ本當の、内容に亘つて完全なる獨立國に早くなつて貰はなければならぬと云ふことを始終考へて居つた

のであります。幸ひにして只今申し上げましたやうな努力が拂はれてをるのでありますから、斯様な希望は遠からず達せられるものと思ひます。これが日本として、又東洋の同じ獨立國家として非常に大きな力をなし得るであらうと云ふ事を考へるのであります。

今後日暹の親善の度を益々高めます上にをきまして、當シヤム協會のお仕事は益々澤山お有りになると思ひますし又協會としましては、大事な地位にお在になるのであります。古い歴史と立派な澤山の會員を持つてお在でになります。シヤム人としてもシヤム協會に付て非常な關心を持つてをるやうでございます。最近にをいては色々兩國に會も出來てをりますが、このシヤム協會等に置きまして、益々御盡力になりまして、先程申されました人を先づ造る事が大事である、何とかしてシヤム人を多く日本にをいて教育する、今向ふでは日本人側としては小學校の中で日本語を教へてをるのであります。併ながらこれもまだ學校の片手間でやるやうな所もありますのでなんとかして獨立した機關を持つて日本語を教へることが出來れば結構であると思ひます。又日本にをきまして、なんとかしてシヤム語をどこかで教へるやうなことにしたら結構ではないかと思ひます。斯う云ふ方面からしても當協會等にをきまして、色々御盡力、御研究を御願ひ致したいと思ひます。

洵にくだらない事を申し上げまして恐縮でありましたが之を以て終ることに致します。

### 雜報欄

#### ○暹羅國攝政首坐アテイット殿下我が暹羅協會名譽總裁に御就任

暹羅國攝政首坐「アテイット」殿下 His Highness

Prince Aditya Dharma Adha をシヤム協會名譽總裁に推戴方は、豫て當協會より我が外務省を経て願ひ出て居つたが、昨年十一月十九日附シヤム外務參議より在暹石射公使宛右は正式に御承諾あらせられたる旨の來信あつた趣過日外務省より通知に接した。當協會の最も光榮とする次第である。

#### ○暹羅の民間航空事業

東南亞細亞地方の航空圖に於けるシヤムの立場は非常に重要なものがある。歐羅巴から極東及濠洲へ至る航空路上の戦略的重要地點をなして居り、ドーソン・ムアンに在る盤谷飛行場は亞細亞に於ける最も繁忙な飛行場の一つとなつてゐる。

政府も航空旅行の發達上シヤムの關與すべき重要な地位に就て充分自覺するところがあり、速大な航空に關する

最新助成策が經濟省の民間航空部及國防省に依つて計畫されてゐる。ドーン・ムアンに於けるアスファルト及澱固土滑走路の設備、方向探知装置付ラヂオ・ステーションの連鎖的設備、其他地方に於ける氣象觀測所及鋪裝滑走路を備へた飛行場の新設等は何れも此の航空助成計畫の具體化するものである。

又盤谷を中心とする組織的航空路網が計畫され、目下急速に開發されつゝある。現在此の計畫に基く航空路は盤谷から四つの主要方向へ至るもので、一つは北西方緬甸へ至り、一つは北東方河内、香港へ向ひ、一つは南東へ向つて西貢に至り、今一つは半島を南下して馬來領に至るものである。

總ての輸送機關にはその輸送に當つて一定の進路が必要とされる。飛行機は他の如何なる輸送機關よりもその進路の選擇が自由であるが、然し安全な定期航空輸送の爲には、その進路は他の輸送機關同様固定的であり、且、出来るだけの安全施設に依つて保護せられねばならぬ。此の施設された飛行機の「進路」が即ち「航空路」であつて、「航空路」は航空運輸の各中心地間の空路として立派に一定されたものであると共に、途中不時着陸に適當な陸地、即ち航空に必要な設備並に飛行に必要な通信連絡の設備を有する着陸場の處々に存在する地上を通過するものである。

故に航空路は地圖に引かれた線、或は空中に於ける單に理論上の路線といふが如きものではなく、實に「大地」の一部である。

航空路は以下五つの主要素から成る、即ち第一、空港即ち終點驛、第二、燃料補給に利用さるべき中間飛行場、第三、危急の際安全に着陸し得る爲め航空路に沿うて設けらるゝ不時着陸場、第四、必要な氣象通報を行つて密雲及び悪天候の爲め操縦士の視野が遮らるゝ場合、之を安全な着陸に導くべきラヂオ・ステーション、最後に、天候の如何は今日なほ飛行機の定期的就航に關して最大危険であり、まに障碍であるが故に、必要なる氣象報告を蒐集する氣象

臺が沿線主要地に設置さるゝ必要がある。

空港及着陸場の施設、及び夫等の實用的保持、氣象通報の蒐集及發送並に密雲及霧等の障碍中を安全に目的地に着せしむる爲の諸施設を「航空補助設備」と言つてゐる。此等の補助施設は總て航空安全の爲め不可欠のものにして政府は各關係官廳に通じて之に絶大な助力を與へて居り、實際上航空路保護に關しては政府が全責任を以つて當つてゐる。

今シヤムに於ける航空施設の全貌を列挙して見れば次の如くである。

民間飛行場ナコン・ラー・チンマー(コーラート)、ロイ・エト・マハーサラカム、コンケン、ウドーン、ノーン・カーイ、ナコン・パノム(以上全て東北高原)。以上飛行場は總てシヤム航空運輸會社の航空用として使用されてゐるものである。

盤谷の空港たるドーン・ムアンに於ける陸軍飛行場は民間航空にも使用されてゐる。此の飛行場は東洋に於ける第一流のものであつて、アスファルト滑走路、氣象臺、格納庫、修理工場、休息所、料理店等の設けがあり、夜間飛行に對する設備も行はれてゐる。ピサヌローク(盤谷北方三八九料)飛行場は専ら民間用に當てられてゐる。

右の他、鋪裝滑走路を有する民間飛行場がファ・ヒン、バインドーン(以上半島東岸)、ウドーン(東北高原)に於て建設中である。不時着陸場はリンクラー、チュムポーン、ファ・ヒン(以上半島東岸)、サラブリー、ナコン、サワン(盤谷北西方)、ターク、メリート(ピサヌローク西方)等、各航空路沿線適當の地をトして建設されてゐる。

方向探知機及長短兩周波の装置を有するラヂオ・ステーションが盤谷、ピサヌローク、バインドーン、ナコン・ラー・チンマー及びウドーンに設置されてゐる。

上層氣流に關しては毎日四箇所の主要觀測所に於て測風氣球を揚げて測定が行はれ、各氣層の風速及風向が操縦士宛通告される。又此等の主要觀測所及飛行場附屬の氣象臺からの通達に依る情報を基にした氣象通報及豫報が行はれ此等の報知は總て無線電信局及各飛行場の告知板に依つて直ちに飛行機の利用に供せしめられる。

シヤムに於ける内國航空會社は「シヤム航空運輸會社」と稱されるものであつて、同會社所屬の操縦士及機關士は總て「陸軍航空局」に會て操縦士及び飛行士として勤務した者で、何れも一千時間以上の飛行經驗を有する者ばかりである。

同會社は郵便電信局との契約の下にシヤム東北の地方郵便飛行を行つてゐる。即ちロイエツト、マハーサラークム、コーンケーン、ウドーンを経由するナコーンラーチシマー——ノーン・カイ間を隔週一回就航し、サコーン・ナコーン及びナコーン・ブノムには毎週一回就航してゐる。此の航路に就航してゐるのは「De Havilland 120 H. P.」三機である。

シヤム政府は同會社の財政上多大の利害關係を有して居り、従つて經濟省民間航空部とシヤム航空運輸會社との間には密接な執務上の連絡がある。

内國線の他に、シヤムは近來次第に重要な國際航空の中心地となりつゝあつて、イムベリアル・エアウェイズ、インディアン・トランスコンチネンタル・エアエイズ、エール・フランス及ロイヤル・ダツチ・エアラインズは定期にシヤムの航空路を飛んで居り、歐羅巴への往復航共に盤谷に寄港する。以上の中、エール・フランスは別に盤谷・河内間の連絡サービスに當つてゐる。又前述のシヤムの内國會社は此等各線中三線のシヤムに於ける總代理店を勤めてゐる。

シヤムの航空法規は「航空法」"The Aerial Navigation Law"中に定められ、國防省に依つて監督されてゐる。該法律は、シヤムもその最初の締約國の一となつてゐる「一九一九年國際航空協定」に基いて制定されたものである。

極東に於ける航空運輸の發達は目下漸くその緒にいたと言はるべき状態であつて、夜間飛行、就航回数増加、飛行機に依る第一種郵便物運送の如きは將來一大發達が期待される。此等が愈々開始された場合に於ては、シヤムの關與する職分は益々廣範圍となり、又その價值が愈々増大するであらう。此等の發達に依つて暗示される輸送の迅速、貨客の増加の爲には、他の要素に比して一層廣範圍な地上施設の完備を必要とするものであつて、現今商業飛行に致しつゝある政府の實際的協助は確に右の目的の爲に寄與しつゝある。

(*"Siam to-day, July, B. E. 2479"* に掲載されたもの、翻譯者、筆者は R. B. Jackson 氏に對して)

### ○華暹協會成立

昭和十一年六月訪暹の中國考察團は盤谷滯在中華僑並に中國關係運人有力者等に對し華暹兩國間諒解親善に資する爲め、當地に華暹協會存立を希望する旨表明した由であるが其の後中華總商會關係華商並に會て中國を訪問したことのある運人官吏、代議士等の間に右設立に關する議進み今般愈々經濟省次官ビヤ、サラユットを會長に當地駐在中國貿易代表陳守明を副會長に其の他華暹兩國人有力者を理事とする華暹協會が、成立し假事務所を中華總商會に置き十月七日警視廳の登録許可があつた。

## ○暹支海運聯絡計畫

七四

最近盤谷漢字新聞は香港駐在シヤム貿易官ナイウイラートが上海南京に赴きたることを傳へ、右は暹支間航空聯絡商議の爲めであると報道したが、其の後暹國外務參議の語る處に依れば貿易官が上海南京に赴いたのは本年度來暹せる支那經濟觀察團團長凌泳氏の招待に應じたものであるが、用向は暹支間海運直接聯絡にあり航空聯絡ではない、海運聯絡については當時支那觀察團より話があり暹國と支那、殊に南支方面とは貿易上關係濃厚（因に當地華僑は汕頭人を最多數とし廣東、福建、海南人之に次ぎ又香港經由南支方面に對し多量の暹米が輸出せられる）の故を以て、暹支航路の實現は双方に利益大なりと思考し賛意を表した次第であると。先般盤谷支那紙は招商局のシヤムを含める南洋航路の開設を盛んに傳へて居たのに鑑み、支那側として相當熱意を以て計畫中なるべしと思考せられる。尙今年は曩に支那實業使節團の渡來を初めとし、去る十月には更に支那旅商團の來暹あり其間當地及支那に於ける中暹協會の設立、暹支通商條約交渉に關する風説今將暹支直接航路開設あり支那側に於ても盛に對暹關係の緊密化に付いて關心を持ち始めたものゝやうである。

## ○在本邦暹羅人留學生に關する新聞記事

先般我社會、經濟事情等觀察の爲渡日せる當地有力暹字新聞「ネーション」紙主筆「ナイクラブ」氏は在本邦暹人留學生に關し左の如き通信文を同紙上に掲載した。

## 日本在留の暹羅人日本人家庭に寄宿

日本に渡來のシヤム學生は多く日本家庭に寄宿してゐる。右は日本語會話に早く通達するを得且つ諸經費が安上りとなるの利益がある、けれども一方旅館等に寄宿するに比し種々の拘束を受くる點がある。即ち家庭に寄宿することは家族の一員となり其の規律や禮儀に服さなければならぬ、故に例へば外泊乃至歸宅の遅くなる如き場合には豫め主人又は主婦に告げ置く事を要し、又友人の來訪の場合にも豫告せざれば友人を歡待するにも不便がある。然し乍ら斯る規律禮儀を尊重することは慣習、風俗を理解する上に必要であつて從て日本人家庭に寄宿するの效能多々有りと云はなければならぬ。

## 下宿屋乃至借家生活

在日暹人學生の生活狀況の實際を見るに、上述の如く日本人家庭に寄宿する者と然らざる者とを比較するときには前者は遙に數少く、此の理由として多數の學生の語る所を聞くに、日本人家庭では食事に關し非常に苦痛を感じる、日本人は由來其の食事に甚しく節約をなし毎日殆んど同様のものを食して居り、暹人の口に合ふ物殆んど無き爲、下宿しながら外食して、支那料理の如きものを求むるようになる。更に他の缺點は自由が極端に束縛せらるる點にある。

右理由に依り家庭に寄宿せざるものが多い次第であるが、此の様式に二あり、一は「ボーディングハウス」又は「アパート」を借受け多く外食するものと、他は數人で一軒借家し、自ら食事を調理し或は外食するものである。此の方

七五

法は各自の自由は充分得るとするも費用は幾分嵩むを免れない、食事及習慣規律に慣れ之に我慢し得るに於ては日本人家庭に寄宿することが最良法であらう。然らざる場合に於ても、若し學習時間と娯樂時間の區別を嚴守し得且つ自由の限度を辨へ得るならば此の方法も亦可いであらう。

### 生活費

在日學生は大體其の生活費學費を含み月七十五圓乃至百五十圓（遣貨五十圓乃至百圓）を受けて居り、官費學生は略百五十圓、私費學生は家庭の事情に應じ七十五圓乃至百五十圓の支給を受け居る模様であるが、余の看る所を以てすれば七十五圓以下には不便多かる可く大體百圓程度を以て適當であらうと思ふ。

### 留學生間の親睦

在日通人學生間の親睦に關しては、相互間に充分の關心を持たざる模様であると聞く。先般の憲法記念日に際しては在京學生の多數參集し在京シャム公使の出席をも求め親睦會を催したることあり、及最近シャム留學生協會の設立を見たるも會員は未だ在日本留學生全員の四分の一にも達せず概して留學生相互間は冷淡のものあり連絡に缺くる所ある様觀察せらるる處今後は前記留學生協會を擴大強化し會員の親睦を圖るに止まらず學生相互の扶助修養等の途を講ずるに努むる要があらう。

### 陸軍士官の研究

現在我國防省の青年士官十三名を三年間軍備種習研究の爲日本に留學せしめて居る。三年間に先日本語を學習し、講義を聴き且つ軍事教材を讀解するに至らしめ、歸國後は之等教材の通譯の事務に當らしめんとするにありと。然るに日本語の難解なるを知る者三年間に果して斯る目的を達し得べきやを疑つて居る。若し士官が教材の譯解に通ぜんとせば少くとも三年全部を日本語學習に當てなければならず、然し斯くしては軍隊教練の餘裕もなく又軍隊教練の餘暇にのみ日本語を學習するのでは、教材を讀解し得る語學力を獲る事が不可能であらう。國防省の豫定では、最初の九ヶ月に日本人家庭に入つて日本語を習得し、次の九ヶ月は軍隊に配屬し、教練の實際を習得し續いで再び日本人家庭に入つて四ヶ月日本語を研究し、終つて士官學校に於て四ヶ月間軍學講義を聴くこととなつて居ると。

目下我留學生士官は最初九ヶ月間の日本語學習と次の軍隊教練の實習を終り四ヶ月間の豫定で日本人家庭に入り、日本語の研究に従事して居るが或る士官の語る所に據れば今迄の所大なる效果なく即ち日本軍隊の様子はシャムの夫と大に異なるものなく且つ日本語も充分に諒解し得るに至らず、今後四ヶ月の學習を加ふるも果して日本語に依る軍學講義を理解し得るに至るや甚だ心許なく其の効果も疑はるる次第であると云つて居つた。

勿論、特に優秀なる士官は日本語並に軍隊教練共に良成績を示すもの有るべきも、上記は先づ普通の者の場合の觀察と稱する事が出来よう。然し乍ら余の看る所では國防省の指定せる留學順序及日本人家庭も軍人家庭にのみ止宿を許した點は、先づ當を得たものと言はなければならぬ。

### 海軍士官の研究

東京近郊電車で約一時間の地に船橋町がある。此所に我海軍士官八名及下士官三十三名が合宿し、潜水艦操縦に必

要なる研究を爲して居る。船橋は田舎であつて謂はば盤谷に對する「バクナム」の如く夏季は海水浴等で賑ふが其の地に於ける生活は若干不便であり且つ娯樂も少く我海軍將卒等は時々東京に出掛け息拔を爲し居る有様である。

此等海軍將校等の研究に關しては、日本側海軍省が凡て之の斡旋に當り一海軍大佐を特派して我將卒の研究上の指導其の他便宜供與に關する連絡に當らしめて居る。

我國防省の豫定には、陸軍將校の場合と同様、先づ最初の九ヶ月を日本語習得に當て其の後神戸に移り潜水艦に關する實地研究を爲し、更に東京に移つて再び日本語の仕上げに四ヶ月の期間を充つることとなつて居る由であるが、世界中最難解の日本語を右の如き短期間に留得し、専門的講義を理解し得るに至ると言ふことは、全く素晴らしい業績に相違なく目下我將卒等は指導者と共に銳意精進し居るも、今迄の所では或る將校の言の如く、豫定の期間を終つても果して如何なる成績を得べきや全く豫測も付かず、各自若干不安氣分を持つて居るもの様である。

### 日本語教師

我海軍將卒に對する日本語教授の任に當つて居る紳士は野口金次郎氏である。同氏は英國に於て教育を受け、歸來大學等に於て英文學教授の總驗を有せざる仁であるが、人物濃厚其の教授振り甚だ熱心にして我將卒皆之に信服し其の教導を善んで居る。

### 將校に對する給與

日本に留學中の陸海軍將校連は、研究費は別として一日六銖月額約二百八十圓の手當を受けて居る。(俸給を除く)

將校等の言に據れば此の程度にて不便なく且體面をも維持し得られるもの様である。

### 特派官吏

以上留學生及陸海軍將校の外に、電氣學研究の目的を以て渡日せる海軍士官二名がある。京都に於ける日本電蓄工業に入つて研究の豫定の由であるが、會社側とシヤム官邊との交渉捗取らず、未だ工場に入り得ざる由其他日本に於けるシヤム註文品建造監督の爲海軍士官八名、鐵道局員五名滞在して居る。

### 前國務院參議

前參議「アラサート」氏は退官後昨年九月家族同伴渡日東京に家を借受け、經濟事情を研究し居り、先般シヤム室を設立し研究資料を蒐集中である。余は屢々「アラサート」氏と會談したが、シヤム室は池田成彬氏が日暹兩國民の相互啓發諒解に資し得べき機關の設立を希望し居られたので、同氏を援助して自分の發意に依りシヤム室を設け、之を主宰して居るもので前記目的に副ふ各般の活動をなして居る。

目下最も力を入れて居るのは、明治初期より現代に至る迄の日本の經濟事情の特質を研究し、六十年の短期間に日本が如何にして現代の繁榮を招來し得たるかの素因を探究し、以て我シヤムの發展に資するものあらしめんと欲して居る趣である。

「アラサート」氏は今後日本研究に相當の時日を費したる後「アメリカ」及歐洲諸國を視察する心組の由であるが、之等に要する費用は凡て私費を以て賄ふので、盤谷には富裕にして無爲の士多き中に氏の如く私費を以て邦國の發展

八〇  
に資すべき準備に努力し居るは實に偉とするに足るものであつて、盤谷では氏が次期總選舉に盤谷を地盤として代議士候補に出馬の野心ある如く傳へられて居るも、氏自身は目下の所政治的野心なく、シヤム國將來の發展を念ずること厚きものあるのみと觀ぜられる。

### 親善諒解

日暹兩國人間及在日暹人學生間の親善促進の機關として、在日暹人留學生協會シヤム人學生に對する日本語學校の外各所の日暹協會、國際學友會館寄宿舎其他各種のものの存在が傳へられて居るが之等の機關が空名の爲のみに止まらず眞に其の本來の目的とする所に向つて努力し得るものなるに於ては、日本に於ける日暹人間の親善のみならず兩本國間の相互諒解に貢獻する所多大なるべきを信するもので、此の點日暹協會、シヤム室の如きは大に効果を擧げ居る次第であるから他の關係諸機關の活動をも希望する所以である。

### 錫限産協定加入延長の経緯

這般各方面に於て種々論ぜられて居つた錫限産問題は十一月五日巴里に開かれた國際錫制限委員會の會議を終幕として愈々國際錫制限を延長することに決し、七日シヤムの國務院情報部はシヤムが新協定に参加するに至つた経緯を大要次の如く發表した。

「世間熟知の如く、錫鑛業の著しき不況を見るに及び」一九三一年初めて諸國は結束して錫限産を行つた。シヤム

も同協定に参加して恒久割當量一萬噸の割當を受けた。第一回の制限協定は一九三三年末に滿期となり、翌年當初より新制限が協定されたが、同協定によりシヤムは僅々九、八〇〇噸の割當量を受けた。右協定は本年末を以て滿期となる。

國際錫制限委員會はシヤムが將來引續き制限案に留るやう請ふた。故にシヤム政府は、一八、〇〇〇噸乃至二〇、〇〇〇噸の恒久割當量が割當られるなら喜んで制限案に留る旨を傳達した。處が國際錫委員會はこの要求を拒絶し、吾國に代表を派遣して協商せしめたが、その結果は不成功に終つた。此の際シヤムは要求割當量を減少することに同意したが、代表の提出した割當量はシヤムの要求を充すに不十分であつた。斯る事情の下にシヤムはピア・ラーチャワンサン海軍中將(主席) プラ・パワン (Pura Bavara Sanaha) 及び E. A. Laytaker (前司法省顧問) より成る三名の代表を任命して國際錫委員會に臨ませしめた上、更に鑛務顧問 Barry B. Connell 氏を派遣して上記代表部の顧問とし併せて國際錫委員會の討議に参加せしめた。

協商は更めて倫敦で開かれたが、双方最初の提出條件を固持したので協定は成立しなかつた。茲に至つて國際錫委員會は更にシヤムと協商を進める代表を任命した。此の際シヤムは最低保證量を、一二、五〇〇噸とする一九、〇〇〇噸の基準割當量を提出した。

爾後協商は引續きヘーグに於て行はれ、シヤムは向上記の數量を固執したが、國際錫委員會は情勢を再審し、最低保證量を一〇、五〇〇噸とする一八、〇〇〇噸の基準割當量を受諾するようシヤムに請求した。シヤムが之を受諾するものとも思はれなかつたので、制限は停止される處があつた。

茲に政府は鑛山所有者及び直接關係者の意見を徴した。鑛山所有者中には制限が停止されても何等影響はないと思

料する者もあつたし、又斯る事態に至れば錫鑛業は急激なる停頓を來し財政上莫大なる損失を招くと信する者もあつた。斯る情勢の下にあつてシヤム政府は爾後の協商に一層慎重を期せねばならなかつた。著額の投資を行つてゐるから、鑛業者の地位に周密なる注意を拂はねばならなかつた。もし制限が放棄されるとすれば、事業を繼續し得るものもあるかも知れぬが、財政的に大損失を蒙るものもあらう。斯る情勢は労働者や商人に影響し、引いては政府や國民全體の直接及び間接の収入に響く。斯る事情の下に政府が擇ばざるを得なかつたコースは、何れの側にも影響を與へず、現行割當量よりも少からざる割當量を以て新制限協定に加入するにあつた。

シヤム代表部は、十一月五日に國際錫委員會の會議が巴里で開催される旨を報告した。シヤムはヘーグで開かれた前會議にその要求量を提出してゐたから今回は要求量を提出しなかつた。然し委員會の某國代表は、シヤムをして最低保證量を一一、一〇〇噸とする一八、五〇〇噸の基準割當量を受諾せしめんとする調停決議を動議した。

シヤム代表部は、人民代表會議の協賛を経る條件の下に、政府の承認を得てこの申出を受諾し、委員會もこの動議を承認した。故に次いで政府の採るべき措置は、之を議會に提出して現行制限協定満期前にその意見を徴するにある。

政府は附言したい、右割當量はシヤムの志望した量と同等ではないが、然し尙現行量よりは多量である。現今シヤムは九、八〇〇噸の恒久割當量を受けてゐるが、將來の最低保證量は一一、一〇〇噸であるから一、三〇〇噸の増加となる。現今基準割當量の九〇%が許可されてゐるからシヤムは一二、五〇〇噸の産量を許されてゐるが、將來標準割當量の産率が九〇%であれば一六、六五〇噸を受ける筈で、正に現今より四、一五〇噸の増加となる。故に將來シヤムが受ける最低及び最高標準は孰れも現今より多量となる。

國民は可能なる最善の結果に到達する爲め政府の採りたる試圖を認め、又錫制限を維持して全選民及び國際間の共

同利益を圖る爲め期待された多量の割當量を犠牲とすることに同意された。

右に公表された如く、次回制限協定に於けるシヤムの基準割當量は一八、五〇〇噸で、最低産量はその六割であるが、國際錫委員會は人民代表會議が之に批准するものと信じてゐる。兎に角この報一度市場に傳はるや、錫價は直に奔騰し、巴里會議の行はれる十一月五日には噸當り一、七六四弗であつたが、翌六日は既に一躍一、九八二弗を唱へ噸當り二二八弗高を示した。市價は尙引續き高騰するものと信ぜられてゐる。

### ○在暹國日暹協會長より本協會々長宛 親善メッセージ答信

當協會では昨年十二月朝日鵬型機訪暹親善飛行の際、近衛會長より在盤谷日暹協會長ピヤスリチャンバンチョン氏宛親善メッセージを托した事は既報(會報第五號所載)の通りであるが、右に對し、バンチョン氏より、鵬機歸航に托し、暹字原文に日本語譯文を添へた左の通りの答信があつた。

拜復

朝日訪暹親善飛行鵬機に御托送の暹羅國民に寄せられたる本月五日附貴翰正に拜受致候。當協會に於ては本月七日朝日飛行士歡迎午餐會相催し當地暹字・英字各新聞代表者をも招待せる席上に於て右新聞代表者並に當協會員に對し御懇篤なる貴翰の内容を披露し且又貴翰寫を各新聞紙に掲載方依頼し以て之を我同胞に傳達する方法を講し申候

小生は今回の朝日機の壯舉は日暹間親善を促進する上に大いに効果ありたることを確信致候  
此の機会に當日暹協会の名に於て貴シヤム協会の御繁榮と會長閣下の御健康とを祈上候  
昭和十一年十二月八日 敬具

日暹協會長 ビヤ・スリチカン・バンチョン

暹羅協會會長 公爵近衛文麿閣下

### ○大阪に「シヤム」語講座開設せらる

日暹の通商關係日一日と濃厚となり、邦人のシヤム進出増加に連れ、最近我が國人にして内地に於てシヤム語學習を希望する者が續々ある。此の要求に應ずる爲め今回大阪日暹貿易協會、大阪基督教青年會の共同主催、大阪商工會議所の後援で簡易シヤム語講座を開講することとなつた。會場は大阪基督教青年會館内で、去る一月廿日より開れて居る。時間は毎週三回一回二時間の夜學で、一會期間約三ヶ月。會費拾圓、講師には元外務省留學生奥野金三郎君の外に「シヤム」人一名が擔任して居る。目下生徒數三十五名、孰れも晝間實業方面に携はつて居る成人のみで中々熱心であると。尙課外講座として時々貿易に關する講話もなす由である。

### ○國際學友會館創立第一回記念祭

在京シヤム其他の外國學生に對し宿舍の提供、各學校入學準備日本語の指導等を目的として開設せられた在西大久

保國際學友會館は二月一日創立一週年記念祭を左の「プログラム」に依り催したが内外來賓百餘名極めて盛大であつた。就中在館學生の所感は孰れも邦語で述べたのであるが各人共短時日の學習とは思へない程上出來で大喝采を博した。

### 國際學友會館創立第一回記念祭プログラム

#### 一、記念式 午後一時

君ケ代合唱

開會の辭

挨拶

挨拶

挨拶

在館學生所感

1、アフガニスタン

2、コロンビア

3、印度

4、ジャバ

5、フィリッピン

館長

外務省文化事業部長

國際學友會理事代表 醫學博士

渡邊知雄氏

岡田兼一氏

宮島幹之助氏

- 6、シヤム
- 二、會館關係者記念撮影(式終了直後)
- 三、模擬店開始(一階食堂)
- 各國レコード演奏 館内隨意觀覽
- 各國別學生裝飾 (三階)
- 四、餘興 午後三時

第一部 學生餘興

- (1)イ、印度歌 諺(印度)
- ロ、印度流行歌(同)
- (2)イ、クロンチヨングスタンバル第二曲 インドネシア・ラヤ(ジャワ)
- ロ、(大)印度ネシア
- (3) フィリッピン・ソング(フィリッピン)
- (4) シヤム音楽と歌諺
- イ、シヤム南部の歌
- ロ、シヤム北部の歌
- ハ、シヤム古典舞踊歌曲

- ニ、シヤム東部の歌
- ホ、支那の歌
- ヘ、コムボディアン・ソング
- ト、シヤム西部の歌
- チ、日本歌諺
- リ、日本歌諺

出演者  
スマイスク・サイラスク君、カマレス・チャンルアン君、バンヤット・チェ  
ニアブ・ディット君、サノ・ウイムクタン君、ウドム・サンカサバ君、ラ  
ビアブ・チッタラーン君、其他

第二部 餘興

- 一、獨樂曲藝
- 二、百面相
- 三、奇術
- 四、紙切
- 五、曲藝
- 六、尺八

- 小 えん・小長
- 鶴 枝
- 大 宮 大洋 一 座
- 正 樂
- 丸 一 小 仙・龜 造

(以上)

尙會館の現状は大體次の通りである。

會館は國際學友會(昭和十年十一月外務省斡旋の下に創設)の事業遂行機關として十一年二月一日開館せられたの

であります。

目的及事業

目的 日本に留學する外國學生の保護善導を圖つてその志望を達成させること  
事業 宿舍の提供、勉學の便宜供與、入學の斡旋と相俟つて日本語の教授、内外名士の講演、日本の文化紹介映畫會、座談會、見學、旅行其他諸般の啓發事業を行ふ

設備

- 一、學生居室 四十三室 收室人員 五十一名
- 各室に寢臺、寢具、テーブル、椅子、書棚、洋服箆筒等を備付、暖房裝置あり
- 費用 食費、室料、雜費共二十八圓から三十五圓まで
- 二、各室 二室 (在館學生の父兄其他一時的來朝者のための用意)
- 三、講堂 一 收容人員約二百名
- 四、圖書室 一 日本に關した和洋圖書及内外の新聞雜誌等を備付て在館學生の閱覽に供す
- 五、其他 教室(四) 自習室、休憩室(二) 學生應接室(二) 娛樂室、食堂、浴室、病室、療養室、荷物保管室

日本語教授

會館の日本語教授は毎日二時間(日曜日は休)と定められて居るが此時間外でも學生の希望に應じて隨時指導し又日本文化方面の事も教へて居る、教科書としては小學校國語讀本を用ひて居る。

在館學生の現況

開館以來收容した學生の延人員は五十二名になるが、現在同館に居る學生數は左記の通り六ヶ國三十五名で、國籍言語、風俗等を異にする各國の留學生が國際的共同生活を營んで居るのである。

シヤム	十四名	アフガニスタン	六名
インド	十名	蘭領印度	三名
コロンビア	三名	コロンビア	一名
フィリッピン	一名	計	三十五名

此内十七名は既に志望學校へ通學して居る。

○東京外國語學校に開設さる、シヤム語速成科

東京外國語學校では、久しき以前に一度シヤム語正科を設置したことがあつたが、諸種の事情で間もなく閉鎖されて居つた、然るに最近の日暹關係の急發展に伴ひ今回再講することとし本年四月の新學年より速成科(修業年限一ケ年、夜間教授一日二時間)に暹羅語科を設けることとなり學生約二十五名を募集して居る。入學資格は中學校卒業程度となつて居る、前項大阪に於けるシヤム語講座の開設と云ひ我が國青年間にシヤム語の研究の氣運の萌しつゝあるは本會の最も欣びとする所である。

## ○在留シヤム學生の東京商科大學見學

九〇

昨年四月來京留學中の官費學生十二名中の六名は商業、會計學方面研究を目的とし、目下一生懸命に日本語學習準備中で在るが、一行は昨年十二月十九日打捕つて商大見學に行つた。同大學で大に歓迎を受け學長初め諸教授にも面會種々有益なる話を聴き講堂、圖書館、實驗室其他隈なく見學剩へ晝餐の饗應を受け、午後は更に同大學々生の組織する太平洋俱樂部々員の催しに係る歓迎茶話會に招待された。出席商大學生中には昨夏シヤムへ修學旅行に赴きたる學生も數名あり、日蓮學生間の快談は時の移るを知らず、シヤム學生一同は大々満足で夕刻辭去した。

左記はシヤム學生の記した當日の見聞記事である、文體其他全然原文其儘である。

### 東京商科大學を見學に行く

タマヌーン君

昨年を貰いて私は一生懸命に成つて自分の道をたどり勉強しなければなりません。日本へ着いた時から今日まで既に一年近く成ると思ふと私は志望學校入學の事が心配に成りました。此の事を私の友達に相談しました。夏の休暇に私達は富浦海岸にしばらく泊つてゐました。其處で澤山の東京商科大學生と親しくなり、東京商科大學の事を色々に知らされました。日本一商業大學と言へば、此の商科大學であると聞きましたから、私達は是非此の學校に入りた気がしました此の意見を山口様へ知らせて東京商科大學見學を願ひました。

昨年十二月十九日に私達六人は山口様に連れられて國立に在る東京商科大學へ行きました。其處では思ひがけず大學當局者の方と大學生諸君が親切に私達を歓迎し、學情を説明して學校の見物をさせてくれました。それから大學當局者とランチを戴きました。それから更にシヤムへ行つた大學生諸君とお茶の會が有つて色々事を面白く話しました。

私は家に歸つてから又大學當局者の方々と大學生諸君の親切を思ひ浮べました。

### 東京商科大學

トンチヤイ君

私達が政府から日本へ留學を命ぜられ日本へ來てから九ヶ月過ぎました。引き続き日本語を習つて居りますが、私共はこれから入學すべき學校を撰擇しなければなりません。東京には澤山の學校がありますが、私共には東京商科大學が一番適當して居るよい學校だと思ひますので、昭和十一年十二月十九日シヤム國學生副監督山口先生が、私共六人の官費生と他の三人とを同大學の見學に連れて行つて下さいました。

私共は新宿驛から電車に乗り國立驛で下車し大學に到着しました。黒川事務官が私共を好く迎へて下さい、最初應接室で色々御話をして下さいました。後、他の一人の事務官と五六人の學生とで大學内を隈なく案内して下さいました。

晝食後シヤム國に行かれた事のある學生達が、私共の爲めに茶話會を開いて下さいました。私共は愉快に日本の學生諸君と歓談の時を過ごしまして御別れ致しました。

此の見學に私共が御五時間と費いやしましたが、大學の諸先生學生諸君の御親切を深く感謝するばかりでなく、日蓮親善の上に誠によい會合を致しました事を嬉しく思ひます。

九一

### ○名古屋博覽會に於ける暹羅館

本年三月十五日より開かる、名古屋汎太平洋平和博覽會は其規模の大なる點に於て近年稀に見る内國大博覽會で従つて外國側よりの出品も多大に期待されて居る。名古屋駐在シヤム國名譽領事加藤勝太郎氏(協會員)は斯の如き會にシヤム物産の陳列はシヤム紹介の好機會なりとし先般來非常に奔走、其結果今回會場内に獨立のシヤム館を設置することに決定目下建物の工事中である、意匠はシヤム式殿堂で觀覽者の直ぐ眼に留まるものである尙右館へシヤム關係の出品物は最も希望すると、

### ○暹羅國海軍留學生團の來朝

二月三日午後一時神戸入航の三井ライン那智山丸で七十五名の暹羅國海軍派遣團が來朝した。引率者ピ・ラタナポール中尉等士官四名、外十八歳以上二十七歳までの青年等であるが、約二年間内地に滞在、日本海軍について研究する由。

### ○安川訪暹經濟使節團の報告映畫試寫會

昨春經濟使節として渡暹せられた安川訪暹經濟使節一行は、渡暹の際松竹キネマ撮影技師を同伴し報告映畫を撮影

せられたのであるが、這般編輯録音を完成し、去る十二月十二日各方面の關係者を招待、芝區田村町帝國飛行會館に於て同映畫の試寫會を催した。映畫の内容は、同使節團の彼地に於ける動靜、シヤムの風物、シヤム人の生活、奥地事情等で興深きものがあつた。當協會よりは、矢田常務理事觀覽した。

### ○本協會主催講演晚餐會

當協會では、昭和十一年度最終の會合として、十二月十八日(金)於丸の内工業俱樂部、這般シヤムより歸朝せられた前在暹帝國公使館附武官現陸軍大學校兵學教官守屋少佐(協會員)並びにシヤム南洋方面視察旅行より歸京せられた南洋協會専務理事、本協會評議員井上雅二氏を主賓とする講演晚餐會を催した。兩氏の講演内容は速記——會報本號中に採録の通りであるが、講演終了後、シヤム國情の各方面に涉り、出席者側より種々の質問もあり、來會者一同、和氣藹々裡に有意義なる時を過して九時過散會した。

當日の招待者及出席者の氏名左の通りである。

- |             |            |
|-------------|------------|
| 主賓          | 井上雅二殿      |
| 同           | 陸軍少佐 守屋精爾殿 |
| 出席者         | 芳名(A、B、C順) |
| 陸軍大將男爵      | 荒木貞夫殿      |
| 伯爵          | 二荒芳徳殿      |
| アルンヴァイトラナダ殿 | 藤井信殿       |

子爵	石橋貞男殿	陸軍少佐	奥村鐵男殿
子爵	今岡十一郎殿	陸軍少佐	齋藤鐘三殿
	加藤泰通殿	陸軍少佐	手島治雄殿
	倉田猛郎殿		遠山峻殿
	ルアングラタナチーフ殿	海軍大佐	戸川正雄殿
	森電三殿		横井忠雄殿
	宮原武雄殿		矢田長之助殿
	南部勇殿		山口晴武殿
子爵	岡部長景殿		吉田晴風殿

### ○暹羅國海軍潜水艦マツチャイヌ及ウイルンの進水式

豫て三菱神戸造船所に於て建造中でさつたシャム國海軍潜水艦マツチャイヌ及ウイルンの二隻は工事進捗去る十二月二十四日午前八時、滞りなく進水式を終了した。當協會よりは、矢田常務理事出席した。

#### 暹羅海軍潜水艦マツチャイヌ・ウイルン要目

長 五・〇〇米

幅 四・一〇米  
吃水 三・六〇米  
排水量 三七〇噸  
速力 一四・五節

#### 進水次第書 昭和十一年十二月二十四日(木曜日)

##### 第一艦 マツチャイヌ

- 一、参列者式場着席 午前七時五十五分
- 二、命名 午前八時
- 三、進水作業
  - 一、所長は造船部長を経て進水主任に進水準備を命ず
  - 一、第一笛聲にてビルチサンドプロツクを兩舷同時に取外す
  - 一、第二笛聲にてキールサンドプロツクを同時に取外す
  - 一、進水主任より造船部長を経て進水準備完了を所長に報告す
- 四、支綱切断
- 五、進水

##### 第二艦 ウイルン

- 一、参列者式場着席 午前八時二十五分
- 二、命 名 午前八時三十分
- 三、進水作業以下第一艦同様

九六

### ○訪暹音樂舞蹈團の出發

吉田晴風氏を團長格とする訪暹音樂舞蹈團一行十二名。一月二十八日午前九時東京驛發「つばめ」で西下、二十九日神戸發バタバヤ丸で發航、二月の十七日にはバンコック着の豫定である。一行の出發に當り、多數見送りに中、邦樂研究會員三十餘名が、山田會長の指揮で行進曲「邦樂の歌」を合唱すると、これに應へて吉田氏の挨拶あり、藝術親善の行を祝する見送り一同の歡呼の聲に送られて鹿島立ちした。長唄の丹羽、舞蹈の花柳徳兵衛兩氏の外、花柳氏社中建物女子（淑徳高女三年在學）同じく舞踊藤間靜枝氏社中藤間千枝兩嬢を加へ、錦上一層華かな色彩が加つた次第である。因に藤間嬢は津田英學塾の出身で、一行の通譯をも勤める竟氣込のことである。

當協會よりは、矢田理事見送りを爲した。猶、三十日、當協會では一行宛激勵電報を、航行中のバタバヤ丸にむけて發した。

### ○日本少年團の渡暹計畫

當協會理事三島子爵を會長となす大日本少年團聯盟では、此程訪暹團員の派遣を計畫、着々その準備中である。目的と爲る所は、實地見學により友邦に對する理解認識を正確ならしめて日暹兩國少年等の親睦を計り、將來に於ける

兩國の親善關係を一層緊密にせんとするにある。

大凡の日程は左の通りである。

- 三月二十六日 東京出發
- 三月二十七日 神戸着同日神戸出帆（三井ライン那智山丸）
- 四月 七日 盤谷着同市滞在 交驩及見學
- 四月十三日 盤谷發（汽車）四月十五日新喜坡着
- 四月十六—十七日 バタバハ、鑛山・ゴム園見學（石原産業）
- 四月十八日 新喜坡出帆（郵船箱崎丸）途中香港上海にて、其他少年團と交驩及び見學
- 四月三十日 神戸着 五月一日東京着

派遣 編成

- 團長 子爵 三島通陽 外幹部四名（又ハ五名）
- 團員 大日本少年團聯盟加盟團の十六歳以上三十歳以下の少年二十名

### ○協會理事會及評議員會

十二月二十二日（火）霞山會館に於て本會理事會及評議員會を開催左の議事に付報告又は協議を爲した。

○報告事項

九七

一、會員並役員に關する報告

A 新入會員

- 維持會員 川西清兵衛君 (二口) (神戸) 日本毛織會社々長
- 同 岡崎 忠雄君 (二口) (神戸) 神戸商工會議所會頭
- 同 矢野 恒太君 (口數未定) (東京) 第一生命保險相互會社々長
- 通常會員男爵東 郷 安君 (東京) 日本無線電信會社々長
- 同 守屋 精爾君 (東京) 砲兵少佐陸軍大學校教官
- 同 吉田 晴風君 (東京) 音樂家
- 同 花柳 壽美君 (東京) 舞踊家
- 同 遠 山 峻君 (東京) 暹羅協會主事

B 通常會員にして新に維持會員となられたる會員

- 維持會員 淺野 良三君 (二口)
- 同 安川雄之助君 (四口)
- 同 津田 信吾君 (三口)

C 退會者

- 通常會員 下村 宏君 (十月八日附)
- 同 濱田 豊城君 (十二月八日附)

D 新理事の依囑

- 一、國府精一君理事受諾(住友合資會社理事)登記済
- 二、大阪日運貿易協會より政府當局に對しシヤム國產木材に關する關稅撤廢陳情書提出に關し協力方の件
- 三、目白シヤム學生會館に於て日運學生懇親會開催の件
- 四、船橋滞在シヤム海軍留學生神戸へ移動に付記念品寄贈の件
- 五、訪暹日本音樂舞踊團後援の件
- 六、朝日新聞社の日運親善飛行舉行に際し會長近衛公爵より在盤谷日運協會ピヤスリツチカンパンチヨン會長宛メツセージ託送の件
- 七、目白シヤム學生會館人含生の件

○協議事項

- 一、昭和十一年度經常費支出項目流用に關する件
- 二、昭和十二年度經常費收支豫算案作製に關する件

○評議員會協議事項

- 一、昭和十一年度經常費支出項目流用に關する件
- 二、昭和十二年度經常費收支豫算案に關する件

### ○在本邦暹羅名譽領事及領事館所在地一覽

神戸 名譽領事 榎 並 充 造  
(神戸市林田區明和町二ノ一)  
大阪 名譽領事 安 住 伊 三 郎  
名譽副領事 安 住 悅 太 郎  
(大阪市西淀川區大仁西町一ノ四三)  
名古屋 名譽領事 加 藤 勝 太 郎  
(名古屋市西區木挽町八ノ二二)  
横濱 名譽領事 倉 田 猛 郎  
(横濱市中區山下町四六)

### ○會 員 動 靜

安川雄之助氏 (當協會理事) 東洋殖産株式會社總裁被仰付る。  
石丸 優三氏 大分高等商業學校々長に任ぜられ昨十一月に任地に赴かる。

桑島 主計氏 (當協會理事) 特命全權公使和蘭駐劄被仰付る。  
倉田 猛郎氏 (シヤム國横濱名譽領事) 一月九日シヤム國視察旅行に出發せらる。  
各務 録吉氏 火災、海上兩協會の會長を辭任せらる。  
有田 八郎氏 (當協會名譽會員) 廣田内閣の桂冠と共に外務大臣を辭す。  
結城豊太郎氏 林内閣に大藏大臣として入閣。

佐野 新一氏 (公使官三等書記官) 在暹日本公使館在勤中の同氏は一月十九日歸朝せられた。  
ビヤ・スーパン ソンバット氏 (前駐日シヤム公使) 昨年來より帝國ホテルに滞在中なりし同氏は一月二十日用務を終へ上海へむけて出發せられた。

### ○本協會新入會員

其後本協會新入會員左の通り

(名譽會員) 今村信次郎君 (東京) 海軍中將秩父宮別當  
" 松平 恒雄君 (東京) 宮内大臣  
" 有田 八郎君 (東京) 前外務大臣(舊通常會員)  
(特別會員) 安宅 彌吉君 (大阪) 大阪商工會議所會頭(舊通常會員)





〔非賣品〕

昭和十二年二月十八日 印刷納本  
昭和十二年二月二十日 發行

東京市麴町區三年町一番地  
發行所 財團 運 羅 協 會  
法人

電話銀座二六五六番  
振替口座東京一四八三一番

編輯兼 遠 山 峻  
編輯人

東京市澁橋區戶塚町一丁目二二〇番地  
印刷人 河 田 保 治

東京市澁橋區戶塚町一丁目二二〇番地  
印刷所 明立印刷株式會社

